

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改

正

後

(6 異動届出書)

税務署交付印

平成 年 月 日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出法人

☐☐☐☐☐

単体法人

☐☐☐☐☐

連帯親法人となる法人

☐☐☐☐☐

連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人等の名称

(フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
納税地

(フリガナ)
代表者氏名

(フリガナ)
代表者住所

異動のあった

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人名等

納税地
(本店又は主たる事務所の所在地)

(フリガナ)
代表者氏名

代表者住所

提出法人の場合に記録不要

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

異動のあった法人に係る

※整理番号

※経費割増率

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

異動事項等

異動前

異動後

異動年月日
(登記年月日)

所轄税務署

税務署

税務署

納税地を変更した場合

給与支払事務所等の移転の有無

☐ 有

☐ 無 (名称等変更有)

☐ 無 (名称等変更無)

※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

事業年度を変更した場合

変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ～ (至)平成 年 月 日

合併、分割の場合

合併

☐ 適格合併

☐ 非適格合併

分割

☐ 分制型分割

： ☐ 適格 ☐ その他

☐ 分社型分割

： ☐ 適格 ☐ その他

(備考)

税理士署名押印

㊞

※ 税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

入力

名簿

規格 A 4

改

正

前

(6 異動届出書)

税務署交付印

平成 年 月 日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出法人

☐☐☐☐☐

単体法人

☐☐☐☐☐

連帯親法人となる法人

☐☐☐☐☐

連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人等の名称

(フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
納税地

(フリガナ)
代表者氏名

(フリガナ)
代表者住所

異動のあった

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人名等

納税地
(本店又は主たる事務所の所在地)

(フリガナ)
代表者氏名

代表者住所

提出法人の場合に記録不要

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

異動のあった法人に係る

※整理番号

※経費割増率

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

異動事項等

異動前

異動後

異動年月日
(登記年月日)

所轄税務署

税務署

税務署

納税地を変更した場合

給与支払事務所等の移転の有無

☐ 有

☐ 無 (名称等変更有)

☐ 無 (名称等変更無)

※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

事業年度を変更した場合

変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ～ (至)平成 年 月 日

合併、分割の場合

合併

☐ 適格合併

☐ 非適格合併

分割

☐ 分制型分割

： ☐ 適格 ☐ その他

☐ 分社型分割

： ☐ 適格 ☐ その他

(備考)

税理士署名押印

㊞

※ 税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

入力

名簿

規格 A 4

改

正

前

(6 異動届出書)

税務署交付印

平成 年 月 日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出法人

☐☐☐☐☐

単体法人

☐☐☐☐☐

連帯親法人となる法人

☐☐☐☐☐

連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人等の名称

(フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
納税地

(フリガナ)
代表者氏名

(フリガナ)
代表者住所

異動のあった

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人名等

納税地
(本店又は主たる事務所の所在地)

(フリガナ)
代表者氏名

代表者住所

提出法人の場合に記録不要

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

異動のあった法人に係る

※整理番号

※経費割増率

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

異動事項等

異動前

異動後

異動年月日
(登記年月日)

所轄税務署

税務署

税務署

納税地を変更した場合

給与支払事務所等の移転の有無

☐ 有

☐ 無 (名称等変更有)

☐ 無 (名称等変更無)

※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

事業年度を変更した場合

変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ～ (至)平成 年 月 日

合併、分割の場合

合併

☐ 適格合併

☐ 非適格合併

分割

☐ 分制型分割

： ☐ 適格 ☐ その他

☐ 分社型分割

： ☐ 適格 ☐ その他

(備考)

税理士署名押印

㊞

※ 税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

入力

名簿

規格 A 4

改

正

前

(6 異動届出書)

税務署交付印

平成 年 月 日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出法人

☐☐☐☐☐

単体法人

☐☐☐☐☐

連帯親法人となる法人

☐☐☐☐☐

連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人等の名称

(フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
納税地

(フリガナ)
代表者氏名

(フリガナ)
代表者住所

異動のあった

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

(フリガナ)
法人名等

納税地
(本店又は主たる事務所の所在地)

(フリガナ)
代表者氏名

代表者住所

提出法人の場合に記録不要

☐ 連帯親法人

☐ 連帯親法人となる法人

☐ 連帯子法人

☐ 連帯子法人となる法人

異動のあった法人に係る

※整理番号

※経費割増率

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子

24. 06 改正

(法 1 2 0 4)

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

(1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）

異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

(2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）

① 連結親法人の納税地の所轄税務署長

② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。

(3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）

異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にし印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあった口連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する口にし印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の口にし印を付してください。

② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の口にし印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地(連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	2 6 ・ 0 ・ 0
連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子関係を記載		異動内容を記載	
		(転出)法務局の本店移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
吸収合併	被合併法人(株) ●●● (△△市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	〈合併期日〉 2 6 ・ 0 ・ 0
被合併法人の名称及び本店所在地(合併前)を記載		合併法人の名称及び本店所在地を記載	
		合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの口にし印を付してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、③及び④以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特別民法法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する口にし印を付してください。給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にし印を付してください。

また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する口にし印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区別のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も口にし印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しなくてもかまいません。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第29条の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

(1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）

異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

(2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）

① 連結親法人の納税地の所轄税務署長

② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。

(3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）

異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にし印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあった口連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する口にし印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の口にし印を付してください。

② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の口にし印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地(連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	1 9 ・ 0 ・ 0
連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子関係を記載		異動内容を記載	
		(転出)法務局の本店移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
吸収合併	被合併法人(株) ●●● (△△市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	〈合併期日〉 1 9 ・ 0 ・ 0
合併法人の名称及び本店所在地を記載		合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
新設合併	被合併法人(株) ●●● (△△市□□町)	新設合併設立法人(株) ○○○ (△△市××町)	1 9 ・ 0 ・ 0
新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載		新設合併設立法人の設立登記の日を記載	

(注) 1 新設分割型分割については「異動年月日」欄には、新設合併設立法人の設立登記の日を記載してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの口にし印を付してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、③及び④以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特別民法法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する口にし印を付してください。給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にし印を付してください。

また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する口にし印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区別のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も口にし印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しなくてもかまいません。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第29条の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

[illegible]

26.06 改正

(19)更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）																
(正 本)	法第 号															
納税地 法人名等 代表者氏名	平成 年 月 日															
		税 務 署 長 財務事務官														
		㊟														
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書																
貴法人から平成 年 月 日付でされた自平成 年 月 日（連結）事業年度に係る至平成 年 月 日課税期間																
更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。																
記																
<table border="1"><tr><td>(理由)</td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>						(理由)										
(理由)																
<table border="1"><tr><td>この通知に係る処分は、 </td><td>の職員の調査に基づいて行いました。</td></tr></table>						この通知に係る処分は、 	の職員の調査に基づいて行いました。									
この通知に係る処分は、 	の職員の調査に基づいて行いました。															

(規格 A 4)

20. 06 改正 (法 1 1 0 2 - 2)

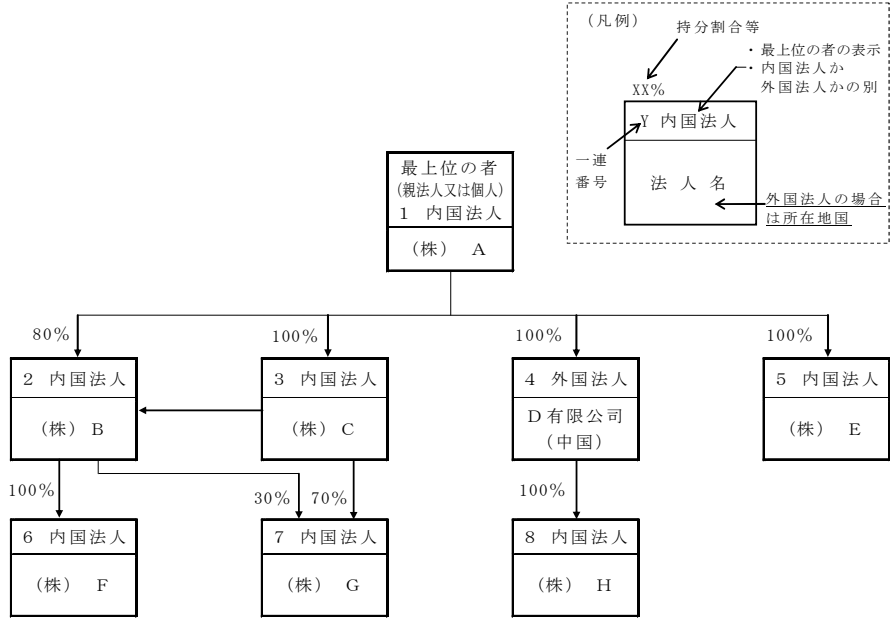
(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																				
(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）） 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 1 使用目的 「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>理 由</td><td>更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。	理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）） 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 1 使用目的 「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」(法 1102-1、法 1102-2)は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象事業年度又は請求対象課税期間を記入し、当該請求書が、法人税の場合は「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「連結事業年度」の「連結」の文字を抹消する。消費税及び地方消費税の場合は「連結事業年度」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>理 由</td><td>更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名	項 目	内 容	本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象事業年度又は請求対象課税期間を記入し、当該請求書が、法人税の場合は「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「連結事業年度」の「連結」の文字を抹消する。消費税及び地方消費税の場合は「連結事業年度」の文字を抹消する。	理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。																				
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象事業年度又は請求対象課税期間を記入し、当該請求書が、法人税の場合は「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「連結事業年度」の「連結」の文字を抹消する。消費税及び地方消費税の場合は「連結事業年度」の文字を抹消する。																				
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後	改 正 前
(21 会社事業概況書) 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある<u>全ての</u>法人について記載していただくことになります。 (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。) 又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条12の7の6号)。 2 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>次頁</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>全ての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。 (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、<u>法人名、納税地、</u>代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期等</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>全ての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>次頁</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。	(21 会社事業概況書) 国税局 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法規 35 四、37 の 12 五</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 <u>この</u>出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある<u>すべての</u>法人について記載していただくことになります。 (注1) 完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。) 又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます（<u>法 2 十二 の 七 の 六</u>）。 (注2) 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>裏面</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) <u>出資関係図は、</u>決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>すべての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。 (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の<u>法人名、納税地、所轄税務署、</u>代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期など</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>すべての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>裏面</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。 この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、貴法人の納税地を管轄する税務署の税務署長です。

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

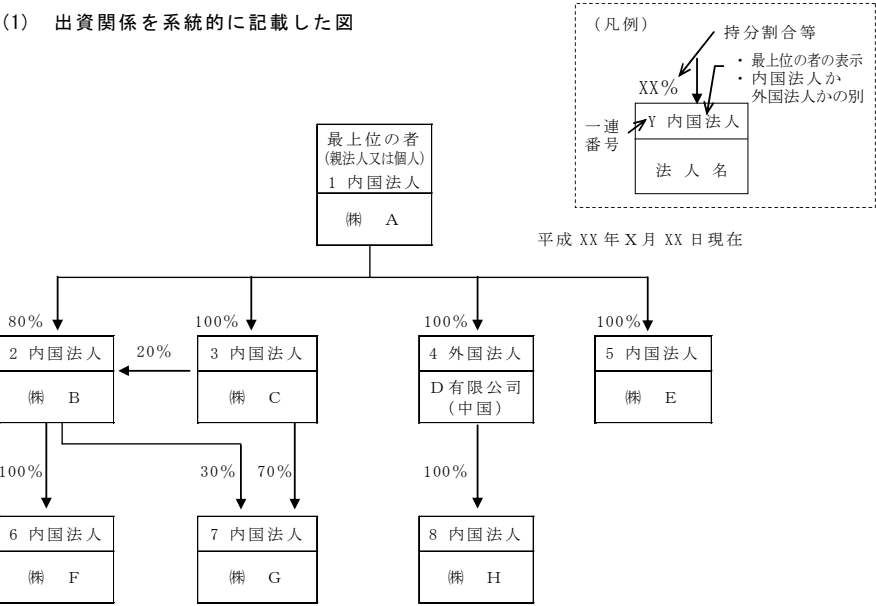
平成XX年X月XX日現在								
一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 1 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係があるすべての法人を記載してください。

2 グループ法人が外国法人である場合には、法人名の下にその所在地国を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 XX 年 X 月 XX 日現在								
一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改		正		後		改		正		前	
(22 法人事業概況説明書)						(22 法人事業概況説明書)					
法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。						法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。					
税務署						税務署					
法人事業概況説明書の書き方						法人事業概況説明書の書き方					
1 はじめに						1 はじめに					
(1) この「法人事業概況説明書の書き方」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。 記載に当たりなお不明の点がありましたら、税務署へお問い合わせください。						(1) この「法人事業概況説明書の書き方」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。 記載に当たりなお不明の点がありましたら、税務署へお問い合わせください。					
(2) 記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。						(2) 記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。					
2 一般的留意事項						2 一般的留意事項					
次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。						次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。					
(1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を、右詰めで記載してください。 なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。						(1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を、右詰めで記載してください。 なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。					
(2) 金額は、千円単位（千円未満切捨て）で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。 なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又ははもとと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。						(2) 金額は、千円単位（千円未満切捨て）で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。 なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又ははもとと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。					
(3) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。 なお、「▲」は使用しないでください。						(3) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。 なお、「▲」は使用しないでください。					
(4) 複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内の○印を実線でなぞる方法により表示してください。						(4) 複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内の○印を実線でなぞる方法により表示してください。					
3 記載要領						3 記載要領					
欄		記 載 要 領				欄		記 載 要 領			
1 事業内容		営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。				1 事業内容		営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。			
2 支店・海外取引状況	(1) 支店数	・総支店数	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。			(1) 支店数	・総支店数	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。			
		・主な所在地					・主な所在地				
	・上記のうち海外支店数	総支店数のうち、海外に所在する支店の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。			・上記のうち海外支店数	総支店数のうち、海外に所在するものの数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。					
	・所在国				・所在国						
	・従業員数				・従業員数						
(2) 子会社		海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）。			(2) 子会社		海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください。（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）				
(3) 取引種類		海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、貿易取引がある場合には、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を百万円単位で記載してください。 (注) 輸入及び輸出がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。			(3) 取引種類		海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を百万円単位で記載してください。				
(4) 貿易外取引		貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。			(4) 貿易外取引		貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。				

改 正 後				改 正 前				
(22 法人事業概況説明書)				(22 法人事業概況説明書)				
欄		記 載 要 領		欄		記 載 要 領		
3 期末従事員等の状況	(1) 期末従事員の状況	常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 (職種の記載例) 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等		3 期末従事員等の状況	(1) 期末従事員の状況	常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 (職種の記載例) 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等		
	・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 (注) 同居、別居は問いません。			・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 (注) 同居、別居は問いません。		
4 電子計算機の利用状況	(1) 利用	電子計算機の利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 電子計算機とは、パーソナルコンピュータ（パソコン）、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータをいいます。		4 電子計算機の利用状況	(1) 利用	電子計算機の利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 電子計算機とは、パーソナルコンピュータ（パソコン）、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータをいう。		
	(4) 適用業務	電子計算機の適用業務について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の適用業務以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内に適用業務を記載してください。 (注) 電子計算機の利用形態(自己所有、リース、外部委託)にかかわらず記載してください。			(4) 適用業務	電子計算機の適用業務について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の適用業務以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内に適用業務を記載してください。 (注) 電子計算機の利用形態（自己所有、リース、外部委託）にかかわらず記載してください。		
	(5) 機種名	利用している電子計算機の機種の名称を記載するとともに、リースの場合にはそのリース料の月額を記載してください。			(5) 機種名	利用している電子計算機の機種の名称を記載するとともに、リースの場合にはそのリース料の月額を記載してください。		
	(6) 市販会計ソフトの名称	市販会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。			(6) 市販会計ソフトの名称	市販会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。		
	(7) 委託先	電子計算機の利用形態が外部委託である場合に、その委託先の名称等及び委託料の月額を記載してください。 (注) 電子計算機による処理業務以外の業務を併せて委託している場合で、その電子計算機による処理業務に係る委託料を区分できないときは、委託料月額の記載を省略して差し支えありません。			(7) 委託先	電子計算機の利用形態が外部委託である場合に、その委託先の名称等及び委託料の月額を記載してください。 (注) 電子計算機による処理業務以外の業務を併せて委託している場合で、その電子計算機による処理業務に係る委託料を区分できないときは、委託料月額の記載を省略して差し支えありません。		
	(8) LAN	社内でLANを使用している場合について、該当項目の□内に○印を表示してください。			(8) LAN	社内でLANを使用している場合について、該当項目の□内に○印を表示してください。		
	(9) 保存媒体	データの保存媒体について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の保存媒体以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内にその媒体を記載してください。			(9) 保存媒体	データの保存媒体について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の保存媒体以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内にその媒体を記載してください。		
	5 経理の状況	(1) 管理者	現金出納及び小切手振出しの管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。		5 経理の状況	(1) 管理者	現金出納及び小切手振出しの管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。	
(3) 源泉徴収対象所得		当期の取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。		(3) 源泉徴収対象所得		当期の取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。		
(4) 消費税		・経理	掲記の各項目の消費税の経理処理の方法を、それぞれの□内に○印を付して表示してください。	(4) 消費税		・経理	掲記の各項目の消費税の経理処理の方法を、それぞれの□内に○印を付して表示してください。	
		・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を千円単位で記載してください。			・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を千円単位で記載してください。	
6 株主又は株式所有異動の有無		自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。		6 株主又は株式所有異動の有無		自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。		

</

改 正 後			改 正 前																																																										
(22 法人事業概況説明書)			(22 法人事業概況説明書)																																																										
<table><tr><th colspan="2">欄</th><th>記 載 要 領</th></tr><tr><td rowspan="3">11 事業 形態</td><td>(1) 兼業の状況</td><td>2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、<u>売上（収入）高</u>に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。</td></tr><tr><td>(2) 事業内容の特異性</td><td>同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。</td></tr><tr><td>(3) 売上区分</td><td><u>売上（収入）高</u>に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">12 主な設備等の状況</td><td>事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">14 帳簿類の備付状況</td><td>作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等。</td></tr><tr><td colspan="2">15 税理士の関与状況</td><td>税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">16 加入組合等の状況</td><td>主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">17 月別の売上高等の状況</td><td>売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を<u>円単位</u>で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">18 当期の営業成績の概要</td><td>経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。</td></tr></table>			欄		記 載 要 領	11 事業 形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、 <u>売上（収入）高</u> に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。	(3) 売上区分	<u>売上（収入）高</u> に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。	12 主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。	14 帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等。	15 税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。	16 加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。	17 月別の売上高等の状況		売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を <u>円単位</u> で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。	18 当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。	<table><tr><th colspan="2">欄</th><th>記 載 要 領</th></tr><tr><td rowspan="3">11 事業 形態</td><td>(1) 兼業の状況</td><td>2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、<u>総売上（収入）</u>に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。</td></tr><tr><td>(2) 事業内容の特異性</td><td>同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。</td></tr><tr><td>(3) 売上区分</td><td><u>総売上（収入）</u>に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">12 主な設備等の状況</td><td>事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況については、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況については、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況については、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況については、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">14 帳簿類の備付状況</td><td>作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌など。</td></tr><tr><td colspan="2">15 税理士の関与状況</td><td>税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">16 加入組合等の状況</td><td>主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">17 月別の売上高等の状況</td><td>売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を<u>円単位</u>で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。</td></tr><tr><td colspan="2">18 当期の営業成績の概要</td><td>経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。</td></tr></table>			欄		記 載 要 領	11 事業 形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、 <u>総売上（収入）</u> に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。	(3) 売上区分	<u>総売上（収入）</u> に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。	12 主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況については、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況については、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況については、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況については、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。	14 帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌など。	15 税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。	16 加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。	17 月別の売上高等の状況		売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を <u>円単位</u> で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。	18 当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。
欄		記 載 要 領																																																											
11 事業 形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、 <u>売上（収入）高</u> に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。																																																											
	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。																																																											
	(3) 売上区分	<u>売上（収入）高</u> に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。																																																											
12 主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。																																																											
14 帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等。																																																											
15 税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。																																																											
16 加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。																																																											
17 月別の売上高等の状況		売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を <u>円単位</u> で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。																																																											
18 当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。																																																											
欄		記 載 要 領																																																											
11 事業 形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、 <u>総売上（収入）</u> に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。																																																											
	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。																																																											
	(3) 売上区分	<u>総売上（収入）</u> に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。																																																											
12 主な設備等の状況		事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況については、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況については、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況については、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況については、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。																																																											
14 帳簿類の備付状況		作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌など。																																																											
15 税理士の関与状況		税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。																																																											
16 加入組合等の状況		主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。																																																											
17 月別の売上高等の状況		売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を <u>円単位</u> で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。																																																											
18 当期の営業成績の概要		経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。																																																											

改 正 後	改 正 前
(22 法人事業概況説明書) 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある<u>全ての</u>法人について記載していただくことになります。 (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条12の7の6号)。 2 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>次頁</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>全ての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。) (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、<u>法人名、納税地</u>、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期等</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>全ての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>次頁</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。	(22 法人事業概況説明書) 税務署 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法規 35 四、37 の 12 五</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 <u>この出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係があるすべての</u>法人について記載していただくことになります。 (注1) 完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます（<u>法 2 十二の七の六</u>）。 (注2) 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>裏面</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) <u>出資関係図は</u>、決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>すべての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。) (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の<u>法人名、納税地、所轄税務署</u>、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期など</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>すべての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>裏面</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改

正

後

(22 法人事業概況説明書)

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図

最上位の者
(親法人又は個人)
1 内国法人
(株) A

80%
2 内国法人
(株) B
100%
6 内国法人
(株) F

100%
3 内国法人
(株) C
30%
7 内国法人
(株) G
70%

100%
4 外国法人
D有限公司
(中国)
100%
8 内国法人
(株) H

100%
5 内国法人
(株) E

（凡例）

持分割合等

・最上位の者の表示
内国法人か
外国法人かの別

XX%

Y 内国法人

一連
番号

法人名

外国法人の場合
は所在地国

(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改

正

前

(22 法人事業概況説明書)

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図

最上位の者
(親法人又は個人)
1 内国法人
(株) A

80%
2 内国法人
(株) B
100%
6 内国法人
(株) F

100%
3 内国法人
(株) C
30%
7 内国法人
(株) G
70%

100%
4 外国法人
D有限公司
(中国)
100%
8 内国法人
(株) H

100%
5 内国法人
(株) E

（凡例）

持分割合等

・最上位の者の表示
内国法人か
外国法人かの別

XX%

Y 内国法人

一連
番号

法人名

外国法人の場合
は所在地国

(注) 1 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係があるすべての法人を記載してください。
2 グループ法人が外国法人である場合には、法人名の下にその所在地国を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改 正 後	改 正 前
(32 処分の理由書(正本)) 処分の理由別紙 / —	(32 処分の理由書) 処分の理由 /

改 正 後	改 正 前																
(34 更正の理由書（消費税）（正本）)	(34 更正の理由書（消費税）（正本）)																
<table><tr><td colspan="2">(正 本)</td></tr><tr><td colspan="2">更 正 の 理 由</td></tr><tr><td colspan="2">貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>	(正 本)		更 正 の 理 由		貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。				<table><tr><td colspan="2">(正 本)</td></tr><tr><td colspan="2">更 正 の 理 由</td></tr><tr><td colspan="2">貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>	(正 本)		更 正 の 理 由		貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。			
(正 本)																	
更 正 の 理 由																	
貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。																	
(正 本)																	
更 正 の 理 由																	
貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。																	
26. 06改正	24. 12																

改 正 後			改 正 前		
(36 公示送達書) 公 示 送 達 書 平成 年 月 日 下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領 してください。 税 務 署 長 財 務 事 務 官 送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者 納 税 地 法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名 代 表 者 氏 名 送達する書類の 名 称 (注意) 国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した ときに書類の送達があったものとみなされます。 26.06 改正 (規格 A 4)			(37 公示送達書) 公 示 送 達 書 平成 年 月 日 下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領 してください。 税 務 署 長 財 務 事 務 官 送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者 納 税 地 法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名 代 表 者 氏 名 送達する書類の 名 称 (注意) 国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した ときに書類の送達があったものとみなされます。 20・06 改正 (規格 A 4)		

改 正 後	改 正 前																
(36 公示送達書) 公示送達書 1 使用目的 「公示送達書」は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。 2 作成部数等 この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。 決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。 3 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>公示をした日を記載する。</td></tr><tr><td>当税務署 部門</td><td>空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。</td></tr><tr><td>送 達 する 書 類 の 名 称</td><td>例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。</td></tr></table> 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	平成 年 月 日	公示をした日を記載する。	当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。	送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。	(37 公示送達書) 公示送達書 1 使用目的 「公示送達書」(法 1214) は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。 2 作成部数等 この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。 決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。 3 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>公示をした日を記載する。</td></tr><tr><td>当税務署 部門</td><td>空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。</td></tr><tr><td>送 達 する 書 類 の 名 称</td><td>例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 (追 加) のように記載する。</td></tr></table> 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	平成 年 月 日	公示をした日を記載する。	当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。	送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 (追 加) のように記載する。
項 目	内 容																
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。																
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。																
送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。																
項 目	内 容																
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。																
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。																
送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 (追 加) のように記載する。																

改 正 後										改 正 前																																							
(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)																				(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)																													
税務署受付印 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書 整理番号										税務署受付印 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書 整理番号										税務署受付印 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書 整理番号																													
平成 年 月 日 税務署長 殿					提出法人	□□□ 単連連 体結結 法子親 人法法 人 人	(フリガナ)									提出法人	□□□ 単連連 体結結 法子親 人法法 人 人	(フリガナ)																															
							法 人 の 名 称						法 人 の 名 称																																				
							納 税 地			〒			納 税 地					〒																															
							本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地					〒																															
							(フリガナ)						(フリガナ)																																				
							代表者の氏名			Ⓜ			代表者の氏名					Ⓜ																															
							設 立 年 月 日			年 月 日			設 立 年 月 日					年 月 日																															
資 本 金 の 額 又は出資金の額					円					資 本 金 の 額 又は出資金の額					円																																		
法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。																				法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。																													
記										記										記																													
① 法人が現に行っている事業の概要																				① 法人が現に行っている事業の概要																													
② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨					(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。					□					② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨					(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。					□																								
					(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。					□										(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。					□																								
③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨					(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。					□					③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨					(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。					□																								
					(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。					□										(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。					□																								
④ その他参考となるべき事項										添 付 書 類										④ その他参考となるべき事項										添 付 書 類																			
										法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類																				法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類																			
税理士署名押印										Ⓜ										税理士署名押印										Ⓜ																			
※税務署処理欄					部 門					入 力					整理簿					備 考					※税務署処理欄					部 門					入 力					整理簿					備 考				
26.06 改正																				19.12																													

改 正 後	改 正 前
(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書) 「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等 特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。 記 1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。 2 各欄の記載方法 (1) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (2) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (3) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (4) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する口にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (5) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (6) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は記載しないでください。 3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。 (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） (削 除) 二 外国法人 法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日	(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書) 「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等 特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。 記 1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。 2 各欄の記載方法 (1) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (2) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (3) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (4) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する口にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (5) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (6) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は記載しないでください。 3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。 (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） ニ 被事後設立法人（その事後設立（法2条第12号の6に規定する事後設立をいいます。ニにおいて同じ。）により事後設立法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 各事後設立法人（その事後設立によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。）の設立の日のうち最も早い日 二 外国法人 法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日

改 正 後		改 正 前																																				
(106 特別修繕費の金額の変更通知書)		(106 特別修繕費の金額の変更通知書)																																				
納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 ㊟ 特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第33条の6第11項又は同令第39条の85第11項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。 変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><tr><td colspan="2">変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 金 額</td></tr><tr><td colspan="2">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td></tr><tr><td>修 繕 費 の 金 額</td><td colspan="2"></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="4">(処分の理由)</td></tr></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額	資 産 の 種 類 又 は 名 称		修 繕 費 の 金 額			円	(処分の理由)				納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 ㊟ 特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。 変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><tr><td colspan="2">変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 金 額</td></tr><tr><td colspan="2">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td></tr><tr><td>修 繕 費 の 金 額</td><td colspan="2"></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="4">(処分の理由)</td></tr></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額	資 産 の 種 類 又 は 名 称		修 繕 費 の 金 額			円	(処分の理由)			
変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																				
区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額																																			
	資 産 の 種 類 又 は 名 称																																					
修 繕 費 の 金 額			円																																			
(処分の理由)																																						
変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																				
区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額																																			
	資 産 の 種 類 又 は 名 称																																					
修 繕 費 の 金 額			円																																			
(処分の理由)																																						
26.06 改正		25.06 改正																																				

（規格A4）

（規格A4）

改正後

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

※整理番号

※通ガルー整理番号

欠損金の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

平成 年 月 日

法 人 名 等

納 税 地

電話() ー

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠 損 事 業 年 度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

還付所得事業年度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

区

分

請 求 金 額

※ 金 額

欠損事業
年度の欠
損金額

欠 損 金 額

(1)

同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額

(2)

還付所得
事業年度
の所得金
額

所 得 金 額

(3)

既に欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))

(5)

還付所得
事業年度
の法人税
額

納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額

(6)

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控 除 税 額

(8)

使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額

(9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差 引 法 人 税 額 ((12) - (13))

(14)

還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))

(15)

請 求 期 限

平成 年 月 日

確定申告書提出年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

26.06 改正

改正前

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

※整理番号

※通ガルー整理番号

欠損金の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

平成 年 月 日

法 人 名 等

納 税 地

電話() ー

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠 損 事 業 年 度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

還付所得事業年度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

区

分

請 求 金 額

※ 金 額

欠損事業
年度の欠
損金額

欠 損 金 額

(1)

同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額

(2)

還付所得
事業年度
の所得金
額

所 得 金 額

(3)

既に欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))

(5)

還付所得
事業年度
の法人税
額

納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額

(6)

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控 除 税 額

(8)

使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額

(9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差 引 法 人 税 額 ((12) - (13))

(14)

還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))

(15)

請 求 期 限

平成 年 月 日

確定申告書提出年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

25.12 改正

(規格A4)

(法1342)

改 正 後	改 正 前
(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) 欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用) 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93） ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13） (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解 散（適格合併による解散を除く。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。） ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。	(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) 欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用) 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93） ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13） (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解 散（適格合併による解散を除く。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。） ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

改 正 後	改 正 前
(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項 (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、<u>還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄</u>の金額を記載してください。 ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額 (1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額 (申告書別表 1 の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額) を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項 (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、<u>租税特別措置法第 42 条の 6 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</u> ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額 (1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改		正		後										
(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)														
適 格 分 割 等 に よ る 期 中 損 金 経 理 額 等 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書				※整理番号										
				※連絡先電話番号										
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		提出人	(フリガナ)											
		☐ □ □	法 人 名 等											
		単 連	納 税 地											
		体 結	電話() —											
		法 親	(フリガナ)											
		人 法 人	代 表 者 氏 名											
		代 表 者 住 所	〒											
		事 業 種 目	業											
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号										
	法 人 名 等			部 門										
	本店又は主たる事務所の所在地			決 算 期										
	(フリガナ)			業 種 番 号										
	代表者氏名			整 理 簿										
	代表者住所			回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課									
事 業 種 目		業												
適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について { <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人税法</td> <td style="padding: 5px;">第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法人税法施行令</td> <td style="padding: 5px;">第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">租税特別措置法</td> <td style="padding: 5px;">第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">附則</td> <td style="padding: 5px;">第 条 第 項</td> </tr> </table> } の規定により下記のとおり届け出ます。 記						法人税法	第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項	法人税法施行令	第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項	租税特別措置法	第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項	附則	第 条 第 項	
法人税法	第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項													
法人税法施行令	第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項													
租税特別措置法	第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項、第 条の 第 項													
附則	第 条 第 項													
適格分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名 等												
		納 税 地												
		代 表 者 氏 名												
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日												
添 付 書 類														
(その他要記載事項)														
(その他参考となるべき事項)														
税 理 士 署 名 押 印		㊟												
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印	

(規格 A 4)

26.06改正

改		正		前						
(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)										
適 格 分 割 等 に よ る 期 中 損 金 経 理 額 等 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書				※整理番号 _____ ※課税/非課税 _____						
 平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	(フリガナ) _____							
		☐ 単連	法 人 名 等 _____							
		体結	納 税 地 _____		〒 _____					
		法親	(フリガナ) _____							
		人法	代 表 者 氏 名 _____		④					
		人	代 表 者 住 所 _____		〒 _____					
		事 業 種 目 _____	業							
連 届 結 子 法 人	(フリガナ) _____		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____						
	法 人 名 等 _____			部 門 _____						
	本店又は主たる事務所の所在地 _____			決 算 期 _____						
	電話 () -			業 種 番 号 _____						
	(フリガナ) _____			整 理 簿 _____						
	代表者氏名 _____			回 付 先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課						
代表者住所 _____		〒 _____								
事 業 種 目 _____		業								
適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について 法 人 税 法 第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項 第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項、第 条 第 項 法人税法施行令 第 条 の 第 項、第 条 の 第 項 租税特別措置法 第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項 第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項、第 条 の 第 項 附則 第 条 第 項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記										
適格分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名 等 _____								
		納 税 地 _____								
		代 表 者 氏 名 _____								
適 格 分 割 等 の 日			年 月 日							
添 付 書 類										
(その他要記載事項)										
(その他参考となるべき事項)										
税 理 士 署 名 押 印 _____		④								
※税務署 処理欄	部門		決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印	

25.06改正

(規格 A 4)

改

正

後

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	<u>（削 除）</u>	<u>（削 除）</u>
32③	21の3		
42⑦	24の3	55の5 ⑧	21の4
44⑤	24の6	68の44⑦	22の47
45⑦	24の7	55の6 ⑧	21の5
47⑦	24の8	68の46⑦	22の48
48⑦	24の10	56 ⑪	21の7
49⑤	24の12	68の48⑩	22の49
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
<u>法施行令</u> 133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り（ <u>法施行令</u> 155の6①②）		58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦

2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

前

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55 ⑩	21 ⑧
32③	21の3	68の43⑨	22の45⑥
42⑦	24の3	55の5 ⑧	21の4
44⑤	24の6	68の44⑦	22の46
45⑦	24の7	55の6 ⑧	21の5
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47
48⑦	24の10	56 ⑪	21の7
49⑤	24の12	68の48⑩	22の49
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り（ <u>令</u> 155の6①②）		58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦

2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号

※課税/非課税

平成 年 月 日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

提出法人

☐ 単体法人
法人税法第69条第6項

☐ 連結親法人
法人税法第81条の15第6項

適格分割等の日

平成 年 月 日

分割法人等の代表者氏名

連結子法人

(フリガナ)
法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
代表者氏名

事業種目

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

(個別)国外所得金額

(連結)事業年度

各(連結)事業年度の国外所得金額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

(連結)事業年度

区 分

各(連結)事業年度の控除限度額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

(個別)控除対象外国法人税の額

(連結)事業年度

各事業年度の控除対象外国法人税の額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

添付書類(各欄の金額の明細書)

税理士署名押印

㊞

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

26.06改正

改正前

(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号

※課税/非課税

平成 年 月 日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

提出法人

☐ 単体法人
法人税法第69条第6項

☐ 連結親法人
法人税法第81条の15第6項

適格分割等の日

平成 年 月 日

分割法人等の代表者氏名

連結子法人

(フリガナ)
法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
代表者氏名

事業種目

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

(個別)国外所得金額

(連結)事業年度

各(連結)事業年度の国外所得金額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

(連結)事業年度

区 分

各(連結)事業年度の控除限度額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

(個別)控除対象外国法人税の額

(連結)事業年度

各事業年度の控除対象外国法人税の額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

添付書類(各欄の金額の明細書)

税理士署名押印

㊞

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

20.06改正

（規格A4）

改正後	改正前
(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等 1この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。 2この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「国外所得金額」の各欄 イ「事業年度」欄は、分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4)「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄 イ「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5)「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6「※」欄は、記載しないでください。 7留意事項 ○法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等 1この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。 2この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 145 条の 2 第 15 項又は法令第 155 条の 34 第 15 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「国外所得金額」の各欄 イ「事業年度」欄は、分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4)「控除限度額」の各欄 イ「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5)「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6「※」欄は、記載しないでください。 7留意事項 ○法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改
正
後

(133 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

平成 年 月 日

税務署長殿

提出書入 (フリガナ)

☐ 法人名等

単連体結納税地 〒

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名 ⑨

代表者住所 〒

事業種目 業

※整理番号

※通信グループ電話番号

連子法人 (フリガナ)

法人名等 〒 (局 署)

本店又は主たる事務所の所在地 電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)

第64条第10項(措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。)

第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。)

第65条第6項・第68条の72第6項

第64条の2第3項・第68条の71第4項

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令

第39条第31項・第39条の99第17項

第39条の2第9項・第39条の100第8項

の規定により、書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年 月 日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年 月 日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産又は	種類	
	構造	
交換取得資産	規模	
	取得(予定)日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細(別表等)		
(その他参考となるべき事項)		
提出書類(証明書等)		

税理士署名押印

⑨

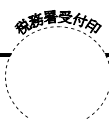
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	-----	----	-------	-----	-----

26.06改正

(規格A4)

改
正
前

(133 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)



平成 年 月 日

税務署長殿

適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

提出法人	(フリガナ)
☐ 法人名等	
単連体結	納税地 〒
法親人	(フリガナ) 代表者氏名
人	代表者住所 〒
	事業種目 業

※整理番号

※龍ノ門調

連 結 子 法 人

届出対象連結法人であつた場合に限り記載

(フリガナ) 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※ 整理番号

税 務 署 部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)

第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項において準用する場合を含みます。)

第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 65 条第 6 項・第 68 条の 72 第 6 項

第 64 条の 2 第 3 項・第 68 条の 71 第 4 項

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令 (第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項 第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項) の規定により、書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年 月 日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類	種 類	
補償金等、対価、清算金の金額又は保 留 地 の 対 価 の 額	構 造	円
交 換 取 得 資 産 の 価 額	規 模	円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	取 得 (予 定) 日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
(その他参考となるべき事項)		
提 出 書 類 (証 明 書 等)		

税 理 士 署 名 押 印

⑨

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

(規格 A 4)

22.06 改正

</

改 正 後																改 正 前																																															
(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)																																(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)																															
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																※整理番号 ※経緯/備考 提出法人 (フリガナ) ☐☐ 法人名等 ☐☐ 単連体結法親法人 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目																※整理番号 ※経緯/備考 提出法人 (フリガナ) ☐☐ 法人名等 ☐☐ 単連体結法親法人 納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目																															
連 結 子 法 人		(フリガナ) 法人名等														※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号				連 結 子 法 人		(フリガナ) 法人名等														※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号																							
		本店又は主たる事務所の所在地																部 門						本店又は主たる事務所の所在地																部 門																							
		(フリガナ) 代表者氏名																決 算 期						(フリガナ) 代表者氏名																決 算 期																							
		代表者住所																業種番号						代表者住所																業種番号																							
		事業種目														業		整 理 簿						事業種目														業		整 理 簿																							
																回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																				回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																							
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の8第5項 第68条の79第6項) 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 (第21条第5項 第26条の6第6項) の規定により下記のとおり届け出ます。																																適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の8第5項 第68条の79第6項) 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 (第21条第5項 第26条の6第6項) の規定により下記のとおり届け出ます。																															
記																																記																															
適格分割等に係る 分割承継法人等		適 格 分 割 等		適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資																																																											
		法 人 名 等																																																													
		納 税 地																																																													
		代 表 者 氏 名																																																													
適 格 分 割 等 の 年 月 日				年 月 日																																																											
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額				円																																																											
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額				円																																																											
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産		種 類																																																													
		所 在 地																																																													
		規模(土地の場合は面積)																																																													
		譲 渡 年 月 日		年 月 日																																																											
取 得 する 見 込 み で ある 資 産		種 類 及 び 構 造																																																													
		所 在 地																																																													
		規模(土地の場合は面積)																																																													
		取 得 予 定 日		年 月 日																																																											
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)				号																																																											
税 理 士 署 名 押 印																																税 理 士 署 名 押 印																															
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		整 理 簿		備 考		通 信 日 付 印		年 月 日		確 認 印																※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		整 理 簿		備 考		通 信 日 付 印		年 月 日		確 認 印															
26.06改正																																23.12改正																															

改 正 後	改 正 前
(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定を金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第5項・第26条の6第6項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定金額あるいは震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定金額を記載してください。 (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定金額又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定金額を記載してください。 (7) 「特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等）にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第9号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。 (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表・第26条の5第1項の表の各号の区分を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定金額の引継ぎに関する届出書) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第5項・第26条の6第6項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定金額あるいは震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定金額を記載してください。 (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定金額又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定金額を記載してください。 (7) 「特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等）にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第65条の7第1項の表の第1号から第10号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。 (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表・第26条の5第1項の表の各号の区分を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

後

(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

届出法人 (フリガナ)

☐ 法人名等

単連

体結

法親人

法人

納税地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

〒

電話()

〒

業

連

届出対象が連帯法である場合限り記載

結

子

法

人

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

〒

電話()

〒

業

※

税務署

処

理

欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法 (以下 甲種国庫法 といいます。)

第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 16 項において準用する場合を含みます。)

第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 17 項において準用する場合を含みます。)

若しくは

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。)

第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項において準用する場合を含みます。)

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法 第 65 条の 8 第 3 項

又は、震災特例法 第 21 条第 3 項

第 68 条の 79 第 4 項

第 26 条の 6 第 4 項

により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令 第 39 条の 7 第 45 項

又は、震災特例法施行令 第 18 条第 39 項

第 39 条の 106 第 39 項

第 21 条の 5 第 39 項

により書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等

法人名等

納税地

代表者氏名

適格分割等の日

年 月 日

譲渡資産

種 類

所 在 地

規 模 (土地等の場合は面積)

譲 渡 年 月 日

年 月 日

買取得資産又は資産

種 類

構 造

所 在 地

規 模 (土地等の場合は面積)

取 得 (予 定) 日

年 月 日

表の各号の該当区分

減額した金額又は期中特別勘定の金額

円

添付明細 (別表等)

その他参考となるべき事項

提出書類 (証明書等)

税理士署名名押印

㊞

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

26.06 改正

規格 A 4

改

正

前

(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

届出法人 (フリガナ)

☐ 法人名等

単連

体結

法親人

法人

納税地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

〒

電話()

〒

業

連

届出対象が連帯法である場合限り記載

結

子

法

人

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

〒

電話()

〒

業

※

税務署

処

理

欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法 (以下 甲種国庫法 といいます。)

第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 16 項において準用する場合を含みます。)

若しくは

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。)

第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項において準用する場合を含みます。)

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法 第 65 条の 8 第 3 項

又は、震災特例法 第 21 条第 3 項

第 68 条の 79 第 4 項

第 26 条の 6 第 4 項

により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令 第 39 条の 7 第 44 項

又は、震災特例法施行令 第 18 条第 39 項

第 39 条の 106 第 39 項

第 21 条の 5 第 39 項

により書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等

法人名等

納税地

代表者氏名

適格分割等の日

年 月 日

譲渡資産

種 類

所 在 地

規 模 (土地等の場合は面積)

譲 渡 日

年 月 日

買取得資産又は資産

種 類

構 造

所 在 地

規 模 (土地等の場合は面積)

取 得 (予 定) 日

年 月 日

表の各号の該当区分

減額した金額又は期中特別勘定の金額

円

添付明細 (別表等)

その他参考となるべき事項

提出書類 (証明書等)

税理士署名名押印

㊞

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

23.12 改正

規格 A 4

改 正 後	改 正 前																		
(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第45項・第39条の106第39項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 <table><thead><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)</td><td>措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)</td></tr><tr><td>(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出</td><td>措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項</td><td>措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項</td></tr></tbody></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第9号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。) また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしての措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表・第26条の5第1項の表の各号の区分を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)*同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。)*又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)*・同法第26条の5第7項(同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。)*の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の7第45項・同令第39条の106第39項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)	(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項	(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第56項・第39条の106第46項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 <table><thead><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)</td><td>措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)</td></tr><tr><td>(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出</td><td>措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項</td><td>措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項</td></tr></tbody></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第10号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。) (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)*同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。)*又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)*・同法第26条の5第7項(同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。)*の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第44項・同令第39条の106第39項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)	(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)																	
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項																	
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)																	
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項																	

改 正 後																				改 正 前																																																											
(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)																				(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																											
※整理番号 ※親署/子署										※整理番号 ※親署/子署										※整理番号 ※親署/子署										※整理番号 ※親署/子署																																																	
提出法人 (フリガナ) □ □ 法 人 名 等 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 税務署長殿										提出法人 (フリガナ) □ □ 法 人 名 等 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 税務署長殿										提出法人 (フリガナ) □ □ 法 人 名 等 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 税務署長殿										提出法人 (フリガナ) □ □ 法 人 名 等 単 連 体 結 法 親 人 法 人 平成 年 月 日 税務署長殿																																																	
納 税 地 電話() 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目										納 税 地 電話() 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目										納 税 地 電話() 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目										納 税 地 電話() 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目																																																	
連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目										連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目										連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目										連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目																																																	
※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先										※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先										※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先										※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先																																																	
適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 〔 第 65 条の 11 第 6 項 第 68 条の 82 第 6 項 〕 若しくは、〔 第 65 条の 12 第 15 項又は同条第 4 項 第 68 条の 83 第 16 項又は同条第 5 項 〕 及び、 租税特別措置法施行令 〔 第 39 条の 9 第 18 項 第 39 条の 108 第 20 項 〕 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																				適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 〔 第 65 条の 11 第 6 項 第 68 条の 82 第 6 項 〕 若しくは、〔 第 65 条の 12 第 15 項又は同条第 4 項 第 68 条の 83 第 16 項又は同条第 5 項 〕 及び、 租税特別措置法施行令 〔 第 39 条の 9 第 18 項 第 39 条の 108 第 20 項 〕 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																				適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 〔 第 65 条の 11 第 6 項 第 68 条の 82 第 6 項 〕 若しくは、〔 第 65 条の 12 第 15 項又は同条第 4 項 第 68 条の 83 第 16 項又は同条第 5 項 〕 及び、 租税特別措置法施行令 〔 第 39 条の 9 第 18 項 第 39 条の 108 第 20 項 〕 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																				適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 〔 第 65 条の 11 第 6 項 第 68 条の 82 第 6 項 〕 若しくは、〔 第 65 条の 12 第 15 項又は同条第 4 項 第 68 条の 83 第 16 項又は同条第 5 項 〕 及び、 租税特別措置法施行令 〔 第 39 条の 9 第 18 項 第 39 条の 108 第 20 項 〕 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																			
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 適 格 分 割 等 の 日										適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 適 格 分 割 等 の 日										適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 適 格 分 割 等 の 日										適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 適 格 分 割 等 の 日																																																	
交換譲渡資産等又は 種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日										交換譲渡資産等又は 種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日										交換譲渡資産等又は 種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日										交換譲渡資産等又は 種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日																																																	
交換取得 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日										交換取得 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日										交換取得 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日										交換取得 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日																																																	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円										減額した金額又は期中特別勘定の金額 円										減額した金額又は期中特別勘定の金額 円										減額した金額又は期中特別勘定の金額 円																																																	
添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)										添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)										添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)										添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)																																																	
税 理 士 署 名 押 印 ㊞										税 理 士 署 名 押 印 ㊞										税 理 士 署 名 押 印 ㊞										税 理 士 署 名 押 印 ㊞																																																	
※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認 印										※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認 印										※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認 印										※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認 印																																																	
26.06改正																				22.06改正																																																											

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																		
(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、<u>租税特別措置法</u>(以下「措置法」といいます。))第65条の12第3項及び第68条の83第4項の規定を適用する場合にあっては、<u>適格現物分配</u>を除きます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等</td><td>措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項</td><td>措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項</td></tr><tr><td>(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡</td><td>措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項</td><td>措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は<u>第65条の12第9項・第68条の83第10項・第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)</u>の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は<u>第65条の12第9項・第68条の83第10項・第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する適格分割等の日</u>を記載してください。 (5) 「交換譲渡資産又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日、措置法第65条の12第9項・第68条の83第10項に規定する宅地の所在地及び規模並びにその譲受け年月日又は措置法施行規則第22条の9第6項第5号・第22条の71第6項第6号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の11第4項(第65条の12第9項において準用する場合を含みます。)<u>・第68条の82第4項(第68条の83第10項において準用する場合を含みます)</u>の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の9第18項・第39条の108第20項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項	(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項	(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)<u>又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。))を行う場合において、下記の条文(以下、<u>租税特別措置法</u>を「措置法」といいます。))に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</u> <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等</td><td>措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項</td><td>措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項</td></tr><tr><td>(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等</td><td>措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項</td><td>措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9第2項第5号・第22条の71第2項第6号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第22条の9第6項第5号・第22条の71第6項第6号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の9第18項・第39条の108第20項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項	(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項																	
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項																	
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項																	
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項																	

改																				正																				後																			
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																											
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																				※整理番号				適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書 提出法人 (フリガナ) ☐ ☐ 法人名等 単連 体結 法親 人法 人 代表者氏名 代表者住所 事業種目																				※整理番号															
																				提出法人 (フリガナ)																																							
																				法人名等																																							
																				納税地		〒																																					
																				電話() -																																							
代表者氏名		㊟																																																									
代表者住所		〒																																																									
事業種目		業																																																									
連 結 子 法 人 （届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号																																																			
		法人名等						部門																																																			
		本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -				決算期																																																			
		(フリガナ)						業種番号																																																			
		代表者氏名						整理簿																																																			
		代表者住所		〒				回付先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																	
事業種目		業																																																									
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																				記																																							
適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等				適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等				適格分割等の日		年		月		日		特 定 法 人 の 名 称				積 立 金 額		円		添 付 明 細 (別表等)				その 他 参 考 と な る べき 事項				提 出 書 類 (認 定 書 等)																							
		納税地						納税地						代表者氏名																																													
		代表者氏名																																																									
税理士署名押印				㊟		税理士署名押印				㊟																																																	
※税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																																							
26.06改正																																																											

改																				正																				前																			
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																											
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																				※整理番号				適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書 提出法人 (フリガナ) ☐ ☐ 法人名等 単連 体結 法親 人法 人 代表者氏名 代表者住所 事業種目																				※整理番号															
																				提出法人 (フリガナ)																																							
																				法人名等																																							
																				納税地		〒																																					
																				電話() -																																							
代表者氏名		㊟																																																									
代表者住所		〒																																																									
事業種目		業																																																									
連 結 子 法 人 （届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		(フリガナ)				※ 税 務 署 処 理 欄		整理番号																																																			
		法人名等						部門																																																			
		本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -				決算期																																																			
		(フリガナ)						業種番号																																																			
		代表者氏名						整理簿																																																			
		代表者住所		〒				回付先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																	
事業種目		業																																																									
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第16項・第39条の72第9項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																				記																																							
適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等				適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等				適格分割等の日		年		月		日		特 定 法 人 の 名 称				積 立 金 額		円		添 付 明 細 (別表等)				その 他 参 考 と な る べき 事項				提 出 書 類 (証 明 書 等)																							
		納税地						納税地						代表者氏名																																													
		代表者氏名																																																									
税理士署名押印				㊟		税理士署名押印				㊟																																																	
※税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																																							
23.12改正																																																											

改 正 後	改 正 前
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第2項第6号・第68条の43第2項第6号の特定株式等に移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号に掲げる法人を記載してください。 (削 除) (6) 「積立金額」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第7項・第22条の45第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）に移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項又は措置法施行令第32条の2第16項・第39条の72第9項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割の日を記載してください。 (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。 (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。 (7) 「積立金額」欄には、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項第5号・第22条の45第6項第6号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び第21条第9項・第22条の45第7項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。 (追 加) (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後															改 正 前																																												
(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																														(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																													
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書 税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿															※整理番号																																												
															※識別バーコード																																												
															提出法人		(フリガナ)																																										
															☐ ☐ 単連体結法親人法人		法人名等																																										
																	納税地																																										
																	電話() -																																										
															(フリガナ)																																												
															代表者氏名		㊞																																										
															代表者住所		〒																																										
															事業種目		業																																										
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ)												※税務署処理欄		整理番号																																											
		法人名等														部 門																																											
		本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -												決 算 期																																											
		(フリガナ)														業種番号																																											
		代表者氏名														整 理 簿																																											
		代表者住所		〒												回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																									
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。																																																											
記																																																											
適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等																																																									
		納税地																																																									
		代表者氏名																																																									
適格分割等の日				年 月 日																																																							
投資事業有限責任組合の名称																																																											
積立金額				円																																																							
添付明細(別表等)																																																											
その他参考となるべき事項																																																											
添付書類(契約書等)																																																											
税理士署名押印				㊞																																																							
※税務署処理欄				部門				決算期				業種番号				整理簿				備考				通信日付印		年 月 日		確認印																															

26.06

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書) 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。 (5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。 (6) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第 21 条の 2 第 5 項・第 22 条の 46 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書) (新 設)

改

正

後

(166 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

※整理番号

※課税/非課税

提出法人

法人名等

納税地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

連

結

子

法

人

申請の対象が連結子法人である場合に限り記載

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

※

税務署

処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

親署⇒子署

子署⇒調査課

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、

租税特別措置法施行令(第39条の7第35項第39条の106第29項)又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(第18条第29項第21条の5第29項)の規定により下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額

取得する予定の買換資産の内容

種別

構造

規模(土地等にあつてはその面積)

取得価額

取得予定年月日

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年月日

確認印

26.06改正

改

正

前

(165 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

※整理番号

※課税/非課税

提出法人

法人名等

納税地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

連

結

子

法

人

申請の対象が連結子法人である場合に限り記載

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

※

税務署

処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

親署⇒子署

子署⇒調査課

租税特別措置法施行令(第39条の7第34項第39条の106第28項)又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令(第18条第29項第21条の5第29項)の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額

取得する予定の買換資産の内容

種類

構造

規模(土地等にあつてはその面積)

取得価額

取得予定年月日

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年月日

確認印

23.12改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(166 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第34項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項・第 68 条の 79 第 8 項又は震災特例法第 21 条第 7 項・第 26 条の 6 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得する<u>予定の買換資産</u>の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、取得する<u>予定の買換資産</u>（建物、構築物等）の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得する<u>予定の買換資産</u>の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第34項・第 39 条の 106 第28 項又は震災特例法施行令第 18 条第 28 項・第 21 条の 5 第 28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(165 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第34項各号・第 39 条の 106 第27項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第34項・第 39 条の 106 第28 項又は震災特例法施行令第 18 条第 29 項・第 21 条の 5 第 29 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

後

④

[illegible]

要	☐	否	☐
---	-----------------------	---	-----------------------

申告に係る届出書

税理士法第30条 の書面提出	
-------------------	---

[illegible]

前

個

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届

要	☐	否	☐
---	-----------------------	---	-----------------------

申告に係る届出書

税理士法第30条 の書類提出	
-------------------	---

（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

改正後

改正前

(184-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）
(平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用)

(新 設)

平成 年 月 日
税務署長殿

所在地

電話() -

進 結
法人名

代表者
自署押印

代表者
住 所

連結親法
人名及び
親 視 地

事業種目

同 非 区 分

経 理 責 任 者
自 署 押 印

旧所在地及び
旧 法 人 名

添 付 書 類

個別帰属
・連 番 号

連結事業年度
(平)

売上金額

届出年月日

申告区分

通 信 口 付 印 確 認 印

年 月 日

各連結事業年度の
連結法人税の
個別帰属額の
届出書ー連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

平成 年 月 日

連結事業年度分の
申告に係る届出書

専年以降
送付要否

税理士法第30条
の書面提出有

個 別 所 得 金 額 又 は
個 別 欠 損 金 額
(イ) + (ロ)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

24

25

26

30

31

33

34

35

37

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

27

28

29

32

36

38

26. 10

税 理 士
署 名 押 印

改 正 後	改 正 前
(184-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） (平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合、地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管法人の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 織再編成に係る主要な事項の明細書	(184-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） (新 設)

後

個

 平成 年 月 日 税務署長殿		所属 種別 状況 期 別 区分	個別帰属 ・連番号	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の毎											
所在地	事業種目	水 税 所 寄 出 所	連結グループ 整理番号	連結事業年度 (明)											
(フリガナ)	期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	円	整理番号	売上金額											
連 結 法 人 名	経理責任者 自署押印	印	連結事業年度 (明)	届出年月日											
(フリガナ)	旧所在地及び 旧法人名	印	売上金額	申告区分 行指定 異動 異動 区分											
代表者 自署押印			届出年月日	通信日付印 承認印 省略											
代表者 住 所	添付書類		申告区分	年 月 日											
連結税 法人名及び 納税地	貸借対照表、損益計算書、 株主(社員)資本等変動計 算書又は損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、事 業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産 等の明細書		行指定	年 月 日											

申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	要	否
税理士法第30条 の書面提出有		有

[illegible]

26.10

稅 署	理 名	士 押	印
--------	--------	--------	---

前

(新 設)

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分…：平二十六・十・一以後開始連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
(185-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) (平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合、地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管法人の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 織再編成に係る主要な事項の明細書	(185-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) (新 設)

改 正 後

(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

(個)

平成 年 月 日 税務署長殿	所在地	事業種目	個別帰属一連番号
電話() -	連 結 法人名	経理責任者 自署押印	整理番号
代表者 自署押印	代表者 自署押印	旧所在地及び 旧 法 人 名	売上金額
代表者 住 所	代表者 住 所	届出年月日	申告区分
連結親法人 名及び 納 税 地	添付書類	通 信 日 付 印 確 認 印	年 月 日

平成 年 月 日

翌年以降
送付要否

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条
の書面提出有

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 の 個 別 帰 属 額	11
算出連結法人税個別帰属額 (24)	2	連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 (10) - (11)	12
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の①)	3	こ の 個 別 所得金額又は 個 別 欠 損 金 額	13
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の②)	4	届 出 届 出 課 税 個 別 土 地 譲 渡 利 益 金 額	14
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の③)	5	修 正 前 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	15
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の④)	6	修 正 後 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	16
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑤)	7	同 上 に 対 する 税 額 減 少 額 (別表七の二(三)の①)	17
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑥)	8	同 上 に 対 する 税 額 減 少 額 (別表七の二(三)の②)	18
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑦)	9	こ 等 場 合 に 合 格 者 の 当 期 減 少 額	19
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑧)	10	修 正 後 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	20
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑨)	21	連 結 所 得 対 する 法 人 税 額 (別表一の二(三)の①)	23
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑩)	22	算出連結法人税個別帰属額 (22) × ⑩ ÷ (22) の 16% 相当額	24
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑪)	25	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の①)	27
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑫)	26	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の②)	28
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑬)	29	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の③)	29
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑭)	30	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の④)	30
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑮)	31	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の⑤)	31
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑯)	32	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の⑥)	32

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分

平成二十六年・四・一以後終了連結事業年度分

税 理 士
署 名 押 印

改 正 前

(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

(個)

平成 年 月 日 税務署長殿	所在地	事業種目	個別帰属一連番号
電話() -	連 結 法人名	経理責任者 自署押印	整理番号
代表者 自署押印	代表者 自署押印	旧所在地及び 旧 法 人 名	売上金額
代表者 住 所	代表者 住 所	届出年月日	申告区分
連結親法人 名及び 納 税 地	添付書類	通 信 日 付 印 確 認 印	年 月 日

平成 年 月 日

翌年以降
送付要否

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条
の書面提出有

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 の 個 別 帰 属 額	11
算出連結法人税個別帰属額 (24)	2	連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 (10) - (11)	12
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の①)	3	こ の 個 別 所得金額又は 個 別 欠 損 金 額	13
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の②)	4	届 出 届 出 課 税 個 別 土 地 譲 渡 利 益 金 額	14
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の③)	5	修 正 前 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	15
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の④)	6	修 正 後 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	16
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑤)	7	同 上 に 対 する 税 額 減 少 額 (別表七の二(三)の①)	17
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑥)	8	同 上 に 対 する 税 額 減 少 額 (別表七の二(三)の②)	18
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑦)	9	こ 等 場 合 に 合 格 者 の 当 期 減 少 額	19
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑧)	10	修 正 後 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	20
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑨)	21	連 結 所 得 対 する 法 人 税 額 (別表一の二(三)の①)	23
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑩)	22	算出連結法人税個別帰属額 (22) × ⑩ ÷ (22) の 16% 相当額	24
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑪)	25	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の①)	27
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑫)	26	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の②)	28
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑬)	29	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の③)	29
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑭)	30	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の④)	30
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑮)	31	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の⑤)	31
連結法人税額の特例控除額の個別帰属額 (別表一の二(三)の⑯)	32	土 税 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)の⑥)	32

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分

平成二十五年・四・一以後終了連結事業年度分

税 理 士
署 名 押 印

改

正

後

(186-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)
(平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用)

個

平成 年 月 日 税務署長殿		所在地	事業種目	経理責任者 自署押印	旧所在地及び 旧法人名	添付書類
(フリガナ) 連 結 法 人 名		電話() -				
(フリガナ) 代 表 者 自 署 押 印						
代表者住 所						
連結親法人名及び納税地						

平成 年 月 日

連結事業年度分の申告に係る届出書

平成 年 月 日

個別所得金額又は個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	11	外
当出連結法人税個別帰属額 (24)	2	12	外
連結法人税額の前期繰越の繰上り控除額 (別表三(二)の二)「24」	3	13	外
差引連結法人税個別帰属額 (2) - (3)	4	14	外
連結親税の承認を取り消された場合等における繰上り控除された連結法人税額の前期繰越控除額の繰上り額の個別帰属額 (別表三(二)の二)「25」 + 別表三(二)「26」	5	15	外
土地・建物等の個別帰属額 (別表三(二)の二)「25」 + 別表三(二)「26」	6	16	外
同上に対する税額 (25) + (26) + (27)	7	17	外
連結法人税個別帰属額計 (4) + (5) + (7)	8	18	外
個別控除税額 (30)	9	19	外
差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額 (8) - (9)	10	20	外
連結所得金額 (別表一の二(三)「11」)	21	23	外
個別所得金額又は個別欠損金額(1)	22	24	外
土地・建物等の個別帰属税額 (別表三(二)「27」)	25	27	外
土地・建物等の個別帰属税額 (別表三(二)「28」)	26	27	外
租税特別措置等の個別帰属税額 (別表六の二「29」)	28	31	外
外国税額の個別帰属税額 (別表六の二「29」)	29	31	外
計 (28) + (29)	30	31	外
連結地方法人税個別帰属額 (別表七の二「32」)	32	33	外

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分

平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分

税理士
署名押印

改

正

前

(186-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)
(新 設)

個

平成 年 月 日 税務署長殿		所在地	事業種目	経理責任者 自署押印	旧所在地及び 旧法人名	添付書類
(フリガナ) 連 結 法 人 名		電話() -				
(フリガナ) 代 表 者 自 署 押 印						
代表者住 所						
連結親法人名及び納税地						

平成 年 月 日

連結事業年度分の申告に係る届出書

平成 年 月 日

個別所得金額又は個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	11	外
当出連結法人税個別帰属額 (24)	2	12	外
連結法人税額の前期繰越の繰上り控除額 (別表三(二)の二)「24」	3	13	外
差引連結法人税個別帰属額 (2) - (3)	4	14	外
連結親税の承認を取り消された場合等における繰上り控除された連結法人税額の前期繰越控除額の繰上り額の個別帰属額 (別表三(二)の二)「25」 + 別表三(二)「26」	5	15	外
土地・建物等の個別帰属額 (別表三(二)の二)「25」 + 別表三(二)「26」	6	16	外
同上に対する税額 (25) + (26) + (27)	7	17	外
連結法人税個別帰属額計 (4) + (5) + (7)	8	18	外
個別控除税額 (30)	9	19	外
差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額 (8) - (9)	10	20	外
連結所得金額 (別表一の二(三)「11」)	21	23	外
個別所得金額又は個別欠損金額(1)	22	24	外
土地・建物等の個別帰属税額 (別表三(二)「27」)	25	27	外
土地・建物等の個別帰属税額 (別表三(二)「28」)	26	27	外
租税特別措置等の個別帰属税額 (別表六の二「29」)	28	31	外
外国税額の個別帰属税額 (別表六の二「29」)	29	31	外
計 (28) + (29)	30	31	外
連結地方法人税個別帰属額 (別表七の二「32」)	32	33	外

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分

平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分

税理士
署名押印

改 正 後	改 正 前
(186-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) (平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合、地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管法人の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(186-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) (新 設)

改正後					改正前																												
(187 個別帰属額等の一覧表)					(186 個別帰属額等の一覧表)																												
個別帰属額等の一覧表 <table><tr><td colspan="2">連結事業年度</td><td>:</td><td>:</td><td>連結親</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">又は課税事業年度</td><td>:</td><td>:</td><td>法人名</td><td></td></tr></table>					連結事業年度		:	:	連結親		又は課税事業年度		:	:	法人名		個別帰属額等の一覧表 <table><tr><td colspan="2">連結事業年度</td><td>:</td><td>:</td><td>連結親</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">又は課税事業年度</td><td>:</td><td>:</td><td>法人名</td><td></td></tr></table>					連結事業年度		:	:	連結親		又は課税事業年度		:	:	法人名	
連結事業年度		:	:	連結親																													
又は課税事業年度		:	:	法人名																													
連結事業年度		:	:	連結親																													
又は課税事業年度		:	:	法人名																													
連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。					連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。																												
一連番号		法人名		納税地等		売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額		期中加入																									
連結親法人						百万円 円 外 円																											
連結子法人	1					外																											
						外																											
						外																											
						外																											
						外																											
						外																											
						外																											
						外																											
連結子法人数 法人		連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額				外		(規格A4)																									
参考	期首の連結子法人数		法人																														
	期中	加入した連結子法人数		法人																													
		離脱した連結子法人数		法人																													
	期末の連結子法人数		法人																														

26.06改正

 個別帰属額等の一覧表 | | | | | | | |----------|--|---|---|-----|--| | 連結事業年度 | | : | : | 連結親 | | | 又は課税事業年度 | | : | : | 法人名 | | | | | | | 個別帰属額等の一覧表 | | | | | | | |----------|--|---|---|-----|--| | 連結事業年度 | | : | : | 連結親 | | | 又は課税事業年度 | | : | : | 法人名 | | | | | | || 連結親法人 | | | | | | 売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額 | | 期中加入 |
連結親法人						百万円 円 外 円		
連結子法人	1					外		
					外			
					外			
					外			
					外			
					外			
					外			
					外			
連結子法人数 法人		連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額				外		(規格A4)
参考	期首の連結子法人数		法人					
期中	加入した連結子法人数		法人					
離脱した連結子法人数		法人						
期末の連結子法人数		法人						

25.06改正

改 正 後	改 正 前
(187 個別帰属額等の一覧表) 「個別帰属額等の一覧表」の記載要領 1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。 また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。 なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。 3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表〕の各様式）を使用して作成してください。 なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表〕の添付を省略することができます。 2 各欄の記載要領 (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。 (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。 (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。 イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄 ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄 ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄 (5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。 (6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。 (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。 (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。 (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。 なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。 (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。	(186 個別帰属額等の一覧表) 「個別帰属額等の一覧表」の記載要領 1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。 また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。 なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。 3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表〕の各様式）を使用して作成してください。 なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表〕の添付を省略することができます。 2 各欄の記載要領 (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。 (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。 (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。 イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄 ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄 ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄 (5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。 (6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。 (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。 (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。 (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。 なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。 (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改正後				改正前			
(192 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (別紙1))				(193 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (別紙1))			
別紙1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)				別紙1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)			
区分			翌期首現在連結利益積立金額	区分			翌期首現在連結利益積立金額
一連番号	法人名			一連番号	法人名		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額							
納税充当金				納税充当金			
未納連結法人税 及び未納連結復興特別法人税				未納連結法人税			
未納法人税 及び未納復興特別法人税				未納法人税及び未納復興特別法人税			
未納道府県民税				未納道府県民税			
未納市町村民税				未納市町村民税			
差引合計額				差引合計額			
26. 06改正				25. 06改正			

改 正 後

(192 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (別紙2))

別紙 2 (翌期首現在連結個別利益積立金額等) (枚のうち 枚目)

一連 番号	連 結 法 人 名
	当期個別所得金額又は個別欠損金額 (個別帰属額の届出書「1」((f)+(g))の金額) 当期連結法人税個別帰属額 及び連結復興特別法人税個別帰属額 (個別帰属額の届出書「14」・「17」の金額) 当期連結欠損金個別帰属発生額 (別表七の二付表二「24」の金額) 翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (個別帰属額の届出書「21」の金額)

[illegible]

改 正 前

(194 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (別紙2))

別紙 2 (翌期首現在連結個別利益積立金額等) (枚のうち 枚目)

一連 番号	連 結 法 人 名	当期個別所得金額又は個別損金額 (個別母属額の届出書「1」(f) + (x)) の金額 当期連結法人税個別帰属額及び連結母体特別法人税個別帰属額 (個別帰属額の届出書「14」 + 「37」 の金額) 当期連結欠損金個別帰属発生額 (別表七の二付表「27」 の金額) 翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (個別帰属額の届出書「21」 の金額)
----------	-----------	--

[illegible]

改正後

(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

税務署受付印

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連絡グループ整理番号

平成 年 月 日

(フリガナ) 法人名

納税地 〒

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

税務署長殿

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

欠損連結事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

還付所得連結事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

区分

請求金額

※金額

欠損連結事業年度の連結欠損金額

連結欠損金額 (1)

同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)

還付所得連結事業年度の連結所得金額

連結所得金額 (3)

既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)

差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)

還付所得連結事業年度の法人税額

納付の確定した法人税額 (6)

仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)

控除税額 (8)

使途秘匿金額に対する税額 (9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)

法人税額 ((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)

既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)

差引法人税額 ((12)-(13)) (14)

還付金額 ((14)×(2)÷(5)) (15)

請求期限 平成 年 月 日

連結確定申告書提出年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印

④

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年月日

確認印

26.06改正

改正前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

税務署受付印

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連絡グループ整理番号

平成 年 月 日

(フリガナ) 法人名

納税地 〒

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

税務署長殿

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

欠損連結事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

還付所得連結事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

区分

請求金額

※金額

欠損連結事業年度の連結欠損金額

連結欠損金額 (1)

同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)

還付所得連結事業年度の連結所得金額

連結所得金額 (3)

既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)

差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)

還付所得連結事業年度の法人税額

納付の確定した法人税額 (6)

仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)

控除税額 (8)

使途秘匿金額に対する税額 (9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)

法人税額 ((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)

既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)

差引法人税額 ((12)-(13)) (14)

還付金額 ((14)×(2)÷(5)) (15)

請求期限 平成 年 月 日

連結確定申告書提出年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印

④

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年月日

確認印

25.12改正

規格A4

改 正 後	改 正 前
(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①) イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。） ロ 協同組合等である連結親法人 (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除く。） ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ハ 再生手続開始の決定 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。） 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄 イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄 イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。 ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。 (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の	(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①) イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。） ロ 協同組合等である連結親法人 (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除く。） ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ハ 再生手続開始の決定 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。） 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄 イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄 イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。 ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。 (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改 正 後	改 正 前
(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 合計額を記載してください。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。 ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 合計額を記載してください。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 11 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
(201 更正の理由書（復興特別法人税（実地・署内調査）用）（正本）） (正 本) 更 正 の 理 由 貴法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。 26. 06改正	(204 更正の理由書（復興特別法人税（実地・署内調査）用）（正本）） (正 本) 更 正 の 理 由 貴法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。 24. 12改正

改 正 後	改 正 前												
(202 更正の理由書（復興特別法人税（白色申告）用）（正本））	(205 更正の理由書（復興特別法人税（白色申告）用）（正本））												
(正 本)	(正 本)												
<table><tr><td colspan="2">更 正 の 理 由</td></tr><tr><td colspan="2">貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>	更 正 の 理 由		貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。				<table><tr><td colspan="2">更 正 の 理 由</td></tr><tr><td colspan="2">貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>	更 正 の 理 由		貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。			
更 正 の 理 由													
貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。													
更 正 の 理 由													
貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。													
26. 06改正	24. 12												

改 正 後	改 正 前
(203 更正の理由書（復興特別法人税（形式審査）用）（正本）） (正 本) 更 正 の 理 由 貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。 26. 06改正	(206 更正の理由書（復興特別法人税（形式審査）用）（正本）） (正 本) 更 正 の 理 由 貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。 24. 12改正

改 正 後	改 正 前												
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書 1 使用目的 「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。 2 出力対象 「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書（特殊文書発送件名簿）」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。 3 出力時期 決議書により決裁を受けた後、出力する。 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。 4 出力順序 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。 (1) 本税徴収決議書 ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号 (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。 (2) 加算税賦課決定決議書 決議番号 (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。 5 出力要領 (1) 出力様式 本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳（以下「通知書裏面」という。）を印字する。 (2) 主な出力項目の内容 イ 通知書（共通部分） <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題</td><td>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 法 人 名 ）</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。	住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 法 人 名 ）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字	(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書 1 使用目的 「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。 2 出力対象 「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書（特殊文書発送件名簿）」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。 3 出力時期 決議書により決裁を受けた後、出力する。 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。 4 出力順序 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。 (1) 本税徴収決議書 ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号 (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。 (2) 加算税賦課決定決議書 決議番号 (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。 5 出力要領 (1) 出力様式 本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳（以下「通知書裏面」という。）を印字する。 (2) 主な出力項目の内容 イ 通知書（共通部分） <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題</td><td>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 法 人 名 ）</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。 この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分（通知書） 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名（法人名）：上段部分（通知書） 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。	住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 法 人 名 ）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。 この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分（通知書） 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名（法人名）：上段部分（通知書） 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字
項 目	内 容												
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。												
住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 法 人 名 ）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字												
項 目	内 容												
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。												
住 所 （ 所 在 地 ） 及 び 氏 名 （ 法 人 名 ）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。 この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分（通知書） 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名（法人名）：上段部分（通知書） 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字												

改		正		後	
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)					
項 目		内 容			
		下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。			
税 目		「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。			
信 託 の 名 称		何も印字しない。			
納 期 等 の 区 分		賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する。			
徴 定 区 分		「告知」(34)を印字する。			
法 定 納 期 限		「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。			
納 期 限		国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。			
本 税		本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。			
重 加 算 税		賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。			
不 納 付 加 算 税		賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。			
告 知 額 計		賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。			
延 滞 税		通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。			
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示		(本税等の内訳は裏面のとおりです。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク)を印字する。			
主 文		処分の種類ごとに次の定型文を印字する。			
① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(期限後自主納付)		◎ 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。			
② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(調査による自主納付)		◎ 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。			
③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合		◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。			

改		正		前	
(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)					
項 目		内 容			
		下段部分(払込取扱票) 漢字 20 文字、半角カナ 40 文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。			
税 目		「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。			
信 託 の 名 称		何も印字しない。			
納 期 等 の 区 分		賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する。			
徴 定 区 分		「告知」(34)を印字する。			
法 定 納 期 限		「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。			
納 期 限		国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。			
本 税		本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。			
重 加 算 税		賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。			
不 納 付 加 算 税		賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。			
告 知 額 計		賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。			
延 滞 税		通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。			
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示		(本税等の内訳は裏面のとおりです。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク)を印字する。			
主 文		処分の種類ごとに次の定型文を印字する。 ① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(期限後自主納付) 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(調査による自主納付) 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ④ 本税の納税の告知をする場合(加算税の賦課決定なし) 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ⑤ 重加算税の賦課決定がある場合 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。			

改 正 後		改 正 前																													
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)		(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)																													
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)</td><td>◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑤ 重加算税の賦課決定がある場合</td><td>◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>第 号</td><td>本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。</td></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。</td></tr><tr><td>国 税 収 納 命 令 官</td><td>通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr><tr><td>納付場所及び不服申立て等について</td><td>納付場所及び教示文を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。	平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。	国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第 号</td><td>本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。</td></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。</td></tr><tr><td>国 税 収 納 命 令 官</td><td>通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr><tr><td>納付場所及び不服申立て等について</td><td>納付場所及び教示文を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。	平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。	国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。
項 目	内 容																														
④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																														
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																														
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。																														
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。																														
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。																														
官 印	税務署長印を印字する。																														
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。																														
項 目	内 容																														
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。																														
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。																														
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。																														
官 印	税務署長印を印字する。																														
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。																														
ロ 領収済通知書		ロ 領収済通知書																													
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>年 度</td><td>所属する会計年度を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号</td><td>通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>合 計 額</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	年 度	所属する会計年度を印字する。	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>年 度</td><td>所属する会計年度を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号</td><td>通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>合 計 額</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	年 度	所属する会計年度を印字する。	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。								
項 目	内 容																														
年 度	所属する会計年度を印字する。																														
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。																														
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																														
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																														
項 目	内 容																														
年 度	所属する会計年度を印字する。																														
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。																														
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																														
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																														
ハ 領収控兼払込取扱票等		ハ 領収控兼払込取扱票等																													
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド</td><td>合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。</td></tr><tr><td>収 納 代 行</td><td>コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。</td></tr><tr><td>バ ー コ ー ド 有 効 期 限</td><td>コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。	収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。	バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド</td><td>合計額が 30 万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が 30 万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。</td></tr><tr><td>収 納 代 行</td><td>コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。</td></tr><tr><td>バ ー コ ー ド 有 効 期 限</td><td>コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が 30 万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が 30 万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。	収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。	バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。												
項 目	内 容																														
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。																														
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。																														
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。																														
項 目	内 容																														
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が 30 万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が 30 万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。																														
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。																														
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。																														

改 正 後				改 正 前					
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)				(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)					
ニ 通知書裏面				ニ 通知書裏面					
項 目		内 容		項 目		内 容			
整 理 番 号		賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。		整 理 番 号		賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。			
納 期 等 の 区 分	所 得 種 類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。		納 期 等 の 区 分	所 得 種 類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。			
		名 称	所 得 種 類			名 称	所 得 種 類		
		給 与	俸給・給料等			匿 名 組 合	匿名組合契約		
		退 職	退職手当等			配 当	配当等		
		報 酬	報酬・料金等			定 期 積 金	定期積金等		
		公 的 年 金	公的年金等			懸 賞 金 等	懸賞金等		
		生 命 保 険	生命・損害保険契約等			上 場 株 式	上場株式等		
		非居住者	非居住者・外国法人			償 還 差 益	償還差益		
		利 子	利子等						
	年 月 分		支払年月を印字する		年 月 分		支払年月を印字する		
納 付 年 月 日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。		納 付 年 月 日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。			
法 定 納 期 限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。		法 定 納 期 限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。			
本 税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を() 書きで印字する。		本 税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を() 書きで印字する。			
不 納 付 加 算 税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。		不納付 加算税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。			
	税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			
延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合		延 滞 税		延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。	

改 正 後	改 正 前								
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td> ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 </td></tr></table> 6 記載事項 (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合 『及び「不納付加算税」』の部分を抹消する。 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合 「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合 『及び「不納付加算税」』及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合 『「重加算税」及び』の部分を抹消する。 ホ 本税の納税の告知のみを行う場合 『上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。』及び「及び加算税賦課決定』の部分を抹消する。 ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合 『「重加算税」及び』及び「本税の納税の告知及び』の部分を抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。 イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。 ハ 次により記載した教示文を同封する。 (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。 (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。 7 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容		ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td> 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 </td></tr></table> 6 記載事項 (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合 「及び「不納付加算税」」の部分を抹消する。 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合 「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合 「及び「不納付加算税」」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合 「「重加算税」及び」の部分を抹消する。 ホ 本税の納税の告知のみを行う場合 「上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。」及び「及び加算税賦課決定」の部分を抹消する。 ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合 「「重加算税」及び」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。 イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。 ハ 次により記載した教示文を同封する。 (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。 (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。 7 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容		4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
項 目	内 容								
	ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								
項 目	内 容								
	4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								

改 正 後

[illegible]

改 正 前

(新 設)

改

正

後

(254)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

税務署受付印

〒

住所（居所）

税務署長 殿

〒

氏 名

職 業

年 月 日提出

電話（ ）ー

この欄には書かないでください。

索引番号

平成

年分

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1

被害の状況

あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

災害の 原 因	被 害 を 受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損 害 額 (A×被害割合) B	保険金などで補 てんされる金額 C	差引損害額 (B－C) D	損害割合 (D/A) E
・ ・			住				%
			宅				
			家 財				%

2

所得の見積額

あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 A	必要経費等 B	事業専従者 控 除 額 C	所得金額 (A－B－C)
			円	円	円	円
合 計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）						

3

徴収猶予期間又は還付金額等

あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

（裏面を参照）

徴収猶予期間	還付を受けようとする額	イ 銀行等
・ ・ から ・ ・ まで	円	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
	※ 還付される税金の受取場所を 右記に書き入れてください。	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 ハ 郵便局等窓口

4

支払者の証明

あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の 名称	

※

税務署処理欄（この欄には書かないでください。）

起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通 信	日 付	印	確 認	印
決裁	・ ・							年 月 日				
調査事項	区 分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	(摘要)					
	住 宅	円	円	円	円	%						
	家 財											
処理区分	還 付	承認 ・ 却 下	(還付税額) 円	却 下 事由								
	徴収猶予	承認 ・ 却 下	(猶予期間) 自 至 ・ ・ 全額・半額									

26.06改正

改

正

前

(256)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

税務署長 殿

〒

住所（居所）

年 月 日提出

電話（ ）ー

この欄には書かないでください。

索引番号

平成

年分

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1

被害の状況

あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

災害の 原 因	被 害 を 受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損 害 額 (A×被害割合) B	保険金などで補 てんされる金額 C	差引損害額 (B－C) D	損害割合 (D/A) E
・ ・			住				%
			宅				
			家 財				%

2

所得の見積額

あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 A	必要経費等 B	事業専従者 控 除 額 C	所得金額 (A－B－C)
			円	円	円	円
合 計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）						

3

徴収猶予期間又は還付金額等

あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

（裏面を参照）

徴収猶予期間	還付を受けようとする額	イ 銀行等
・ ・ から ・ ・ まで	円	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
	※ 還付される税金の受取場所を 右記に書き入れてください。	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 ハ 郵便局等窓口

4

支払者の証明

あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の 名称	

※

税務署処理欄（この欄には書かないでください。）

起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通 信	日 付	印	確 認	印
決裁	・ ・							年 月 日				
調査事項	区 分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	(摘要)					
	住 宅	円	円	円	円	%						
	家 財											
処理区分	還 付	承認 ・ 却 下	(還付税額) 円	却 下 事由								
	徴収猶予	承認 ・ 却 下	(猶予期間) 自 至 ・ ・ 全額・半額									

24.12改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後															改 正 前																																												
(268) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書																														(270) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書																													
外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の 免 除 証 明 書 交 付 （ 追 加 ） 申 請 書																														外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の 免 除 証 明 書 交 付 （ 追 加 ） 申 請 書																													
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿															※整理番号															税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿															※整理番号														
法人納税地（フリガナ） 名称又は氏名 所在地又は住所 （フリガナ）代表者その他の責任者の氏名 （フリガナ）納税管理人の氏名															（フリガナ）名称又は氏名 （フリガナ）所在地又は住所 （フリガナ）代表者その他の責任者の氏名 （フリガナ）納税管理人の氏名															（フリガナ）名称又は氏名 （フリガナ）所在地又は住所 （フリガナ）代表者その他の責任者の氏名 （フリガナ）納税管理人の氏名															（フリガナ）名称又は氏名 （フリガナ）所在地又は住所 （フリガナ）代表者その他の責任者の氏名 （フリガナ）納税管理人の氏名														
①□所得税法第180条第1項に規定するの交付を □所得税法第214条第1項証明書の部申請します。 □租税特別措置法施行令第3条の3第2項															①□所得税法第180条第1項に規定するの交付を □所得税法第214条第1項証明書の部申請します。 □租税特別措置法施行令第3条の3第2項															①□所得税法第180条第1項に規定するの交付を □所得税法第214条第1項証明書の部申請します。 □租税特別措置法施行令第3条の3第2項															①□所得税法第180条第1項に規定するの交付を □所得税法第214条第1項証明書の部申請します。 □租税特別措置法施行令第3条の3第2項														
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所															②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所															③非居住者で国内に居所がある場合のその居所															③非居住者で国内に居所がある場合のその居所														
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日															④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日															昭・平 年 月 日															昭・平 年 月 日														
⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日															⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日															昭・平 年 月 日															昭・平 年 月 日														
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要															⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要															⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要															⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要														
⑦当社（私）は□□ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 □□ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。															⑦当社（私）は□□ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 □□ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。															⑦当社（私）は□□ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 □□ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。															⑦当社（私）は□□ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 □□ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。														
⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要															⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要															⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要															⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要														
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要															⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要															⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要															⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要														
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等															所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地															所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地															所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地														
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等															利子等の支払者の名称所在地															支払を受ける見込期間															所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地														
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情															⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情															⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情															⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情														
税 理 士 署 名 押 印															㊟															税 理 士 署 名 押 印															㊟														
※ 起 案 . . 署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 . 不交付															※ 起 案 . . 署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 . 不交付															※ 起 案 . . 署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 . 不交付															※ 起 案 . . 署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 . 不交付														
決 裁 . . 交付部数 . 部															決 裁 . . 交付部数 . 部															決 裁 . . 交付部数 . 部															決 裁 . . 交付部数 . 部														
(摘要) 通知書 交付 証明 書 番 号 ~															(摘要) 通知書 交付 証明 書 番 号 ~															(摘要) 通知書 交付 証明 書 番 号 ~															(摘要) 通知書 交付 証明 書 番 号 ~														
交付 年月日 . .															交付 年月日 . .															交付 年月日 . .															交付 年月日 . .														
26.06 改正															24.12 改正															24.12 改正															24.12 改正														
(規格 A 4)															(規格 A 4)															(規格 A 4)															(規格 A 4)														
(源 1 4 3 1)															(源 1 4 3 1)															(源 1 4 3 1)															(源 1 4 3 1)														

改 正 後					改 正 前																																																																																																																																																								
(307 簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書)					(306 簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書)																																																																																																																																																								
簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書					簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書																																																																																																																																																								
税務署受付印 ① 平成 年 月 日 国税庁長官殿 <table><tr><td rowspan="4">② 申請者</td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="3">〒</td></tr><tr><td>納税地</td><td colspan="3">〒</td></tr><tr><td>(フリガナ) 名称</td><td colspan="3">㊟</td></tr><tr><td>(フリガナ) 代表者の氏名</td><td colspan="3">㊟</td></tr></table> 所得税法施行令第319条の10第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。 ③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 〔受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。〕 ④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況 <table><tr><td rowspan="15">⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況</td><td>支払年月日</td><td>受給者数</td><td>支払金額</td><td>源泉徴収税額</td></tr><tr><td>・ ・</td><td>人</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ⑥ 申請日における公的年金等の受給者数 人 ⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数 人					② 申請者	主たる事務所の所在地	〒			納税地	〒			(フリガナ) 名称	㊟			(フリガナ) 代表者の氏名	㊟			⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額	・ ・	人	円	円	・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				① 平成 年 月 日 国税庁長官殿 <table><tr><td rowspan="4">② 申請者</td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="3">〒</td></tr><tr><td>納税地</td><td colspan="3">〒</td></tr><tr><td>(フリガナ) 名称</td><td colspan="3">㊟</td></tr><tr><td>(フリガナ) 代表者の氏名</td><td colspan="3">㊟</td></tr></table> 所得税法施行令第319条の8第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。 ③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 〔受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。〕 ④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況 <table><tr><td rowspan="15">⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況</td><td>支払年月日</td><td>受給者数</td><td>支払金額</td><td>源泉徴収税額</td></tr><tr><td>・ ・</td><td>人</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ⑥ 申請日における公的年金等の受給者数 人 ⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数 人					② 申請者	主たる事務所の所在地	〒			納税地	〒			(フリガナ) 名称	㊟			(フリガナ) 代表者の氏名	㊟			⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額	・ ・	人	円	円	・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・				・ ・			
② 申請者	主たる事務所の所在地	〒																																																																																																																																																											
	納税地	〒																																																																																																																																																											
	(フリガナ) 名称	㊟																																																																																																																																																											
	(フリガナ) 代表者の氏名	㊟																																																																																																																																																											
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額																																																																																																																																																									
	・ ・	人	円	円																																																																																																																																																									
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	② 申請者	主たる事務所の所在地	〒																																																																																																																																																										
納税地		〒																																																																																																																																																											
(フリガナ) 名称		㊟																																																																																																																																																											
(フリガナ) 代表者の氏名		㊟																																																																																																																																																											
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額																																																																																																																																																									
	・ ・	人	円	円																																																																																																																																																									
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	・ ・																																																																																																																																																												
	26. 06 改正					18. 06 改正																																																																																																																																																							
<table><tr><td rowspan="2">※税務署処理欄</td><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td></tr></table>					※税務署処理欄	通信日付印	確認印	・ ・		<table><tr><td rowspan="2">※税務署処理欄</td><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td></tr></table>					※税務署処理欄	通信日付印	確認印	・ ・																																																																																																																																											
※税務署処理欄	通信日付印	確認印																																																																																																																																																											
	・ ・																																																																																																																																																												
※税務署処理欄	通信日付印	確認印																																																																																																																																																											
	・ ・																																																																																																																																																												

改

正

後

(313 適格外国仲介業者の承認申請書)

付

受

印

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日：_____

国 税 庁 整 理 欄

For official use only

承認：有、無

国税庁長官 殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項；

Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary		(_____) 代表者名President's Name	
名 称 Name		担当者Name of contact person	部署Section
住 所 Address		(所在国) Country	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office		(所在国) Country	
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		(所在国) Country	
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		(所在国) Country	

適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項

Applicable Income Tax Convention and other international agreements:
i) to which Japan is a partner ; and
ii) which has an Article of Exchange of Information ; and
iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan.

日本国と
The Income Tax Convention and other international agreements
between Japan and
_____との間の租税条約その他国際約束

日本国内の恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	☐ 有 If “Yes”	名 称 Name	担当者Name of contact person		
		所 在 地 Address	開業申請書提出年月日(. .) Date of submission of Opening Business Application in Japan		
	☐ 無 If “No”	国内の事務所等の名称 Name of office in Japan	担当者Name of contact person		
		所 在 地 Address	部署Section		

改

正

前

(312 適格外国仲介業者の承認申請書)

付

受

印

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日：_____

国 税 庁 整 理 欄

For official use only

承認：有、無

国税庁長官 殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項；

Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary		(_____) 代表者名President's Name	
名 称 Name		担当者Name of contact person	部署Section
住 所 Address		(所在国) Country	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office		(所在国) Country	
設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		(所在国) Country	
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		(所在国) Country	

適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項

Applicable Income Tax Convention and other international agreements:
i) to which Japan is a partner ; and
ii) which has an Article of Exchange of Information ; and
iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan.

日本国と
The Income Tax Convention and other international agreements
between Japan and
_____との間の租税条約その他国際約束

日本国内の恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	☐ 有 If “Yes”	名 称 Name	担当者Name of contact person		
		所 在 地 Address	開業申請書提出年月日(. .) Date of submission of Opening Business Application in Japan		
	☐ 無 If “No”	国内の事務所等の名称 Name of office in Japan	担当者Name of contact person		
		所 在 地 Address	部署Section		

改

正

後

(313 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等
Specified Foreign
Branches (SFBs)

右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。
If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application
□：別紙添付有り
separate sheet attached

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

(所在国)
Country

(所在国)
Country

(所在国)
Country

(所在国)
Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項；
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution,etc that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution,etc

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

3 代理人に関する事項；
Details of the Agent

代 理 人 の 資 格
Capacity of Agent
in Japan

氏名 (名称)
Full name

納税管理人の届出をした税務署名
Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered

☐ 納税管理人 ※
Tax Agent

☐ その他の代理人
Other Agent

住所 (居所・所在地)
Domicile

or
(Residence location)

(電話番号 Telephone Number)

税 務 署
Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

5 誓約；
私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項」に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること
② 申請書の記載事項に変更（異動）があった場合は、日本銀行又は（株）証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第13項（第5条の3第5項において準用する場合を含む。）に規定するところにより確認を行うこと
⑤ 租税特別措置法第5条の2第16項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第17項、第18項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を行うこと

日 付
Date

申請者の署名、
Signature of the applicant (authorized official thereof)

又はその代理人の署名
or its authorized Agent

5 Certification
I hereby declare that the below statements are true and correct.
i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above.
ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of each Tax Office via Bank of Japan or Japan Securities Depository Center, Inc.(JASDEC) without delay.
iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Special Taxation measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay.
iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the paragraph 13 of Article 5-2 including the case applied under the paragraph 5 of Article 5-3 of the STML.
v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of paragraph 16 of Article 5-2 or give notice pursuant to the provisions of paragraph 17, 18, 21, 23 or 24 of that Article.

(312 適格外国仲介業者の承認申請書)

(同 左)

改 正 後

(313) 適格外国仲介業者の承認申請書

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等においては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
☐：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- 2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
☐：no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

☐ 振替国債の場合 (In the case of JGBs)

- ・ 日本銀行の証明;
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合 (In the case of JLGs and JCBs)

- ・ (株)証券保管振替機構の証明;
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing.

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改	正	前
---	---	---

(312) 適格外国仲介業者の承認申請書

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等にあっては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
□：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- 2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
□ : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

☐ 振替国債の場合 (In the case of JGBs)

- ・ 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合 (In the case of JLGs and JCBs)

- ・ （株）証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing.

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

(316) 適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

課法

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者名

殿

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第8項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第9項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

☐ 遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと

☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること

☐ 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

☐ 振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

☐ その他（ ）

(規格 A 4)

26.06 改正

(規格 A 4)

所在地 名 称 代表者名		課法 平成 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知如下。

(該当事実)

☐ 遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと

☐ 申請書類に不備又は不实の記載があること

☐ 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

☐ 振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

☐ その他（ ）

(規格A4)

24.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後		改 正 前	
(324 適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）） 所在地 名 称 代表者名 課法 平成 年 月 日 殿 国 税 庁 長 官 財務事務官 印 適 格 口 座 管 理 機 関 の 承 認 取 消 通 知 書 （ 取 消 ） 貴社は、租税特別措置法第5条の2第19項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第20項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。 (該当事実) ☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること ☐ 適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること ☐ その他（ ） (規格A4)		(323 適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）） 所在地 名 称 代表者名 課法 平成 年 月 日 殿 国 税 庁 長 官 財務事務官 印 適 格 口 座 管 理 機 関 の 承 認 取 消 通 知 書 （ 取 消 ） 貴社は、租税特別措置法第5条の2第17項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第18項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。 (該当事実) ☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること ☐ 適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること ☐ その他（ ） (規格A4)	
26.06改正		24.12改正	

改正後	改正前																
(328 光ディスク等による提出の承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 光ディスク等による提出の承認通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。 なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。 <table><tr><td>承認番号</td><td></td></tr></table> 26.06 改正	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	承認番号		(327 光ディスク等による提出の承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印 光ディスク等による提出の承認通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。 なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。 <table><tr><td>承認番号</td><td></td></tr></table> 25. 06	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	承認番号	
営業所所在地																	
営業所名称																	
営業所長氏名	殿																
承認番号																	
営業所所在地																	
営業所名称																	
営業所長氏名	殿																
承認番号																	

改 正 後	改 正 前												
(329 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 税 務 署 長 財務事務官 印 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 26.06 改正 (規格 A 4)	営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿	(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 財務事務官 税務署長 印 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 25.06 (規格 A 4)	営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿
営 業 所 所 在 地													
営 業 所 名 称													
営 業 所 長 氏 名	殿												
営 業 所 所 在 地													
営 業 所 名 称													
営 業 所 長 氏 名	殿												

改正後	改正前												
(333 本店等一括提供に係る承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 本店等一括提供に係る承認通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。 26.06 改正 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	(332 本店等一括提供に係る承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 第 号 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印 本店等一括提供に係る承認通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。 26. 03 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿
営業所所在地													
営業所名称													
営業所長氏名	殿												
営業所所在地													
営業所名称													
営業所長氏名	殿												

改 正 後		改 正 前													
(334 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)		(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)													
<table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table>	営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿	第 号 平成 年 月 日	<table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table>	営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿	第 号 平成 年 月 日
営 業 所 所 在 地															
営 業 所 名 称															
営 業 所 長 氏 名	殿														
営 業 所 所 在 地															
営 業 所 名 称															
営 業 所 長 氏 名	殿														
税 務 署 長 財務事務官		財務事務官 税務署長													
国		国													
本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書		本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書													
平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。		平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。													
(処分の理由)		(処分の理由)													
(規格 A 4)		(規格 A 4)													
26.06 改正		26.03													

改 正 後	改 正 前																								
(335) 非課税適用確認書 非課税適用確認書 1 使用目的 「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。 3 出力時期 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (1) (2)に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者の整理番号 (2) 同一日付の重複申請に係る非課税適用確認書 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 金融商品取引業者等の営業所の名称 ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者整理番号 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>確 認 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書（資料センター出力分） (4：非課税適用確認書（所轄暑出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）</td></tr><tr><td>申 請 者 の フ リ ガ ナ</td><td>申請者のフリガナを印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 氏 名</td><td>申請者の氏名を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 生 年 月 日</td><td>申請者の生年月日を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 基 準 日</td><td>申請者の基準日を印字する。</td></tr></table>	項 目	内 容	確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書（資料センター出力分） (4：非課税適用確認書（所轄暑出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）	申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。	申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。	申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。	申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。	(334) 非課税適用確認書 非課税適用確認書 1 使用目的 「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。 3 出力時期 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (追 加) 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ (追 加) (追 加) 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>確 認 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書） (追 加) ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）</td></tr><tr><td>申 請 者 の フ リ ガ ナ</td><td>申請者のフリガナを印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 氏 名</td><td>申請者の氏名を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 生 年 月 日</td><td>申請者の生年月日を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 基 準 日</td><td>申請者の基準日を印字する。</td></tr></table>	項 目	内 容	確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書） (追 加) ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）	申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。	申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。	申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。	申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。
項 目	内 容																								
確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書（資料センター出力分） (4：非課税適用確認書（所轄暑出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）																								
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。																								
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。																								
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。																								
申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。																								
項 目	内 容																								
確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書） (追 加) ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）																								
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。																								
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。																								
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。																								
申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。																								

改 正 後	改 正 前																		
(335 非課税適用確認書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>申請者の基準日における国内の住所</td><td>申請者の基準日における国内の住所を印字する。</td></tr><tr><td>勘 定 設 定 期 間</td><td>勘定設定期間を印字する。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>参 考 事 項</td><td>金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td>非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名</td><td>非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 長 名</td><td>非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr></table>	項 目	内 容	申請者の基準日における国内の住所	申請者の基準日における国内の住所を印字する。	勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。	整 理 番 号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。	参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。	年 月 日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。	税 務 署 名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。	税 務 署 長 名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	(334 非課税適用確認書) (同 左)
項 目	内 容																		
申請者の基準日における国内の住所	申請者の基準日における国内の住所を印字する。																		
勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。																		
整 理 番 号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。																		
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。																		
年 月 日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。																		
税 務 署 名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。																		
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。																		
官 印	税務署長印を印字する。																		

改 正 後	改 正 前								
(336) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 1 使用目的 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がある場合に出力される。 (注) 次の場合も出力対象となる。 ① 申請者が、非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上でない場合 ② 申請書が、勘定設定期間の終了の日の属する年の 10 月 1 日以後に提出されている場合 3 出力時期 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (1) (2)に定める「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」以外の「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者の整理番号 (2) 同一日付の重複申請に係る「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 金融商品取引業者等の営業所の名称 ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者整理番号 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通 知 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の</td></tr></table>	項 目	内 容	通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の	(335) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 1 使用目的 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がある場合に出力される。 (注) 次の場合も出力対象となる。 ① 申請者が、非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上でない場合 ② 申請書が、勘定設定期間の終了の日の属する年の 10 月 1 日以後に提出されている場合 3 出力時期 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (追 加) 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ (追 加) 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通 知 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力</td></tr></table>	項 目	内 容	通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力
項 目	内 容								
通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の								
項 目	内 容								
通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力								

改 正 後		改 正 前	
(336 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)		(335 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)	
項 目	内 容	項 目	内 容
	重複申請に係る所轄署出力分以外の所轄署出力分) 5：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の 重複申請に係る所轄署出力分） Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）	分) (追 加) Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）	
問 合 せ 番 号	(Y Y M M D D－N N N N N－F－Z Z Z Z Z Z Z Z) Y Y M M D D：名寄せ処理をした日（年は西暦下2桁） N N N N N：局署番号 F：種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センタ ー出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力 分） Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）	問 合 せ 番 号	(Y Y M M D D－N N N N N－F－Z Z Z Z Z Z Z Z) Y Y M M D D：名寄せ処理をした日（年は西暦下2桁） N N N N N：局署番号 F：種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センタ ー出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力 分） Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。	申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。	申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。	申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。
申 請 者 の 住 所	申請者の住所を印字する。	申 請 者 の 住 所	申請者の住所を印字する。
勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。	勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印 字する。	参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印 字する。
理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当するため。 2 2《出力対象》の（注）①に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第5項第1号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、 当該申請書には効力がないため。 3 2《出力対象》の（注）②に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第6項に規定する申請書の提出期間）を満たしていないことか ら、当該申請書には効力がないため。	理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当するため。 2 2《出力対象》の（注）①に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第5項第1号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、 当該申請書には効力がないため。 3 2《出力対象》の（注）②に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第6項に規定する申請書の提出期間）を満たしていないことか ら、当該申請書には効力がないため。
年 月 日	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を印字する。	年 月 日	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を印字する。
税 務 署 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を印字する。	税 務 署 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を印字す る。	税 務 署 長 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を印字す る。
官 印	税務署長印を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。
同一日付の重複申請 分である旨	同一日付の重複申請に係る非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書には、次の定型 文を印字する。 あなたからの非課税適用確認書の交付申請については、2以上の金融商品取引業者等から	(追 加)	

改正後	改正前								
(336 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書) <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td></td><td> 税務署長へ同一日付で重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。 </td></tr></table>	項目	内容		税務署長へ同一日付で重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。	(335 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書) <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td> 追加 </td><td></td></tr></table>	項目	内容	追加	
項目	内容								
	税務署長へ同一日付で重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。								
項目	内容								
追加									

改正後	改正前
附 則 (適用時期) この法令解釈通達による改正後の 184-2、185-2 及び 186-2 の取扱いについては、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。	(新 設)